

最終保障供給約款変更届出書

2023年2月24日

中部電力パワーグリッド株式会社

最 終 保 障 供 給 約 款 変 更 届 出 書

本 営 発 第 22 号
2023 年 2 月 24 日

経 済 産 業 大 臣 西 村 康 稔 殿

名 古 屋 市 東 区 東 新 町 1 番 地
中 部 電 力 パ ワ ー グ リ ッ ド 株 式 会 社
代 表 取 締 役 清 水 隆 一
社 長 執 行 役 員

電 気 事 業 法 第 20 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、次 の と お り 最 終 保 障 供 給 約 款 を 変 更
し た い の で 届 け 出 ま す。

変 更 の 内 容	別 紙 電 気 最 終 保 障 供 給 約 款 の と お り で あ り ま す。
実 施 期 日	2023 年 4 月 1 日

別 紙

電 気 最 終 保 障 供 給 約 款

2 0 2 3 年 4 月 1 日 実 施

中 部 電 力 パ ワ ー グ リ ッ ド 株 式 会 社

電 気 最 終 保 障 供 給 約 款

目 次

I 総 則	1
1 適 用	1
2 最終保障供給約款の届出および変更	1
3 定 義	1
4 単位および端数処理	2
5 そ の 他	2
II 契約の申込み	2
6 需給契約の申込み	2
7 需給契約の成立および契約期間	3
8 需 要 場 所	3
9 需給契約の単位	3
10 供給の開始	3
11 供給の準備に対するお客さまの協力	3
12 供給の単位	3
13 承諾の限界	3
14 需給契約書の作成	3
III 契約種別および料金	4
15 契 約 種 別	4
16 最終保障電力A	4
17 最終保障電力B	5
18 最終保障予備電力	7
IV 料金の算定および支払い	8
19 料金の適用開始の時期	8
20 検 針 日	8
21 料金の算定期間	9
22 計 量	9
23 使用電力量等の算定	9
24 料金の算定	9
25 日 割 計 算	10
26 料金の支払義務	10
27 料金の支払期日	10
28 料金その他の支払方法	11
29 延 滞 利 息	11
30 保 証 金	11

V	使用および供給	12
31	適正契約の保持	12
32	契約超過金	12
33	力率の保持	12
34	電気の使用にともなう技術要件等	12
35	需要場所への立入りによる業務の実施	13
36	供給の停止	13
37	供給停止の解除	13
38	供給停止期間中の料金	14
39	違約金	14
40	供給の中止または使用の制限もしくは中止	14
41	制限または中止の料金割引	14
42	損害賠償の免責	15
43	設備の賠償	15
VI	契約の変更および終了	15
44	需給契約の変更	15
45	名義の変更	16
46	需給契約の消滅	16
47	需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう工事費の精算	16
48	解約等	16
49	需給契約消滅後の債権債務関係	17
VII	供給方法、工事および工事費の負担	17
50	供給方法、工事および施設	17
51	工事費負担金等の申受けおよび精算	17
VIII	保安	17
52	保安の責任	17
53	保安等に対するお客さまの協力	18
附	則	
別	表	

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、高圧または特別高圧で電気の供給を受ける需要に応じて電気の供給を保障するための電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気最終保障供給約款（以下「この最終保障供給約款」といいます。）によります。ただし、当社以外の者から電気の供給を受けている需要には適用いたしません。
- (2) この最終保障供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。
愛知県、岐阜県（一部を除きます。）、三重県（一部を除きます。）、静岡県（富士川以西）、長野県

2 最終保障供給約款の届出および変更

- (1) この最終保障供給約款は、電気事業法第20条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、この最終保障供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気最終保障供給約款によります。

3 定 義

次の言葉は、この最終保障供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧
標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。
- (2) 高 圧
標準電圧6,000ボルトをいいます。
- (3) 特別高圧
標準電圧20,000ボルト、30,000ボルト、70,000ボルトまたは140,000ボルトをいいます。
- (4) 電 灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (5) 小型機器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、電灯と併用できないものは除きます。
- (6) 動 力
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (7) 付帯電灯
動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。
なお、その他これに準ずるものとは、動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。
イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯
ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯
ハ 現場作業員のために必要な浴場、食堂または医療室の電灯
ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯
- (8) 契約電力
契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
- (9) 契約使用期間
契約上電気を使用できる期間をいいます。
- (10) 最大需要電力
30分ごとの需要電力の最大値であって、当社またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「当該配電事業者」といいます。）が取り付けの記録型計量器により計量される値をいいます。
- (11) 休 日
銀行法第15条第1項に規定する銀行の休日をいいます。
- (12) 夏 季
毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。
- (13) その他季
毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(14) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(15) 約定単価

1キロワット時あたりの約定単価は、次のとおりといたします。

イ 一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する翌日取引（卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。）における30分ごとの売買取引における価格（売買取引に係る電力の受渡しに連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）

ロ 以下の事象によって、翌日取引における30分ごとの売買取引における価格が公表されない時間帯がある場合には、イにかかわらず、当該時間帯のインバランス単価（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづき当社の供給区域におけるインバランス料金として算定される30分ごとの金額をいいます。）を約定単価といたします。

（イ） 商い不成立の場合

（ロ） 卸電力取引所が閉鎖した場合

（ハ） その他取引上における措置により取引結果が反映されない場合等

ハ 翌日取引における30分ごとの売買取引における価格およびインバランス単価のいずれも公表されない時間帯がある場合には、イおよびロにかかわらず、当社が定めた単価を約定単価といたします。

(16) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(17) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量、価額および約定単価の値にもとづき平均燃料価格および燃料費調整単価算定用平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(18) 平均市場価格算定期間

約定単価にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月21日から2月20日までの期間、2月21日から3月20日までの期間、3月21日から4月20日までの期間、4月21日から5月20日までの期間、5月21日から6月20日までの期間、6月21日から7月20日までの期間、7月21日から8月20日までの期間、8月21日から9月20日までの期間、9月21日から10月20日までの期間、10月21日から11月20日までの期間、11月21日から12月20日までの期間または12月21日から翌年の1月20日までの期間をいいます。

4 単位および端数処理

この最終保障供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 そ の 他

この最終保障供給約款に記載のない事項については、お客さまと当社との協議によって定めます。

II 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの最終保障供給約款および当社または当該配電事業者の託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。なお、当

社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には、変更後の託送約款等によります。）における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、申込みをしていただきます。

なお、この場合には、所定の申込書を使用していただきます。

契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、負荷設備、受電設備、契約電力、発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

- (2) 契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。また、使用期間については、1年をこえない範囲で、お客さまから申し出ていただきます。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社または当該配電事業者へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
- (4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、最終保障予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、お客さまの需給契約の申込みに対して、当社が供給承諾の意思表示を行なったときに成立いたします。

なお、当社は、原則として書面をもって承諾の意思表示をいたします。

- (2) 契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。

8 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによります。

9 需給契約の単位

当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の準備に対するお客さまの協力

供給の実施にともない当社または当該配電事業者が施設し、所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、お客さまに協力していただきます。

12 供給の単位

当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

13 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、当社または当該配電事業者の供給設備の状況、料金およびこの最終保障供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この最終保障供給約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕）といたします。）の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合またはこの最終保障供給約款により電気の供給を受けるお客さま以外のお客さまの利益を阻害するおそれがある場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

14 需給契約書の作成

お客さまと当社との間で、お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

なお、需給契約書を作成しない場合は、電気の需給に関する必要な事項について、書面をもってお知らせいたします。

また、供給設備の施設または変更を必要とする場合には、原則として供給準備着手前に需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 契約種別および料金

15 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

契約種別	最 終 保 障 電 力 A
	最 終 保 障 電 力 B
	最 終 保 障 予 備 電 力

16 最終保障電力A

(1) 適用範囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ 使用する電灯または小型機器について託送約款等に定める臨時接続送電サービス契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について託送約款等に定める臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。

契約電力2,000キロワット未満	標準電圧6,000ボルト
契約電力2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルトまたは 30,000ボルト
契約電力10,000キロワット以上	標準電圧70,000ボルト

(3) 契約電力

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、最大需要電力の実績または同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）（1）ハによって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は、別表2（燃料費調整）（1）ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）ハによって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は、別表2（燃料費調整）（1）ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（市場価格調整）（1）ホによって算定された市場価格調整単価が、別表3（市場価格調整）（1）ホ（イ）となる場合は、別表3（市場価格調整）（1）トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表3（市場価格調整）（1）ホによって算定された市場価格調整単価が、別表3

（市場価格調整）（１）ホ（ロ）または（ハ）となる場合は、別表３（市場価格調整）（１）トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 １キロワット につき	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2,059円52銭
	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	2,001円37銭
	標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	1,951円08銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
１キロワット につき	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	23円37銭	22円03銭
	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	21円48銭	20円27銭
	標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	21円28銭	20円11銭

ハ 力率割引および割増し

（イ） 力率は、その１月のうち毎日午前８時から午後１０時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、１００パーセントといたします。）といたします。この場合の平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定いたします。

なお、まったく電気を使用しないその１月の力率は、８５パーセントとみなします。

（ロ） 力率が、８５パーセントを上回る場合は、その上回る１パーセントにつき、基本料金を１パーセント割引し、８５パーセントを下回る場合は、その下回る１パーセントにつき、基本料金を１パーセント割増しいたします。

17 最終保障電力B

（１）適用範囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が５０キロワット以上であること。ただし、特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が５０キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ 使用する電灯または小型機器について託送約款等に定める臨時接続送電サービス契約容量（この場合、１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）と使用する動力について託送約款等に定める臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として５０キロワット以上であること。

（２）供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式は、交流３相３線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数６０ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。

契約電力2,000キロワット未満	標準電圧6,000ボルト
契約電力2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルトまたは 30,000ボルト
契約電力10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧70,000ボルト
契約電力50,000キロワット以上	標準電圧140,000ボルト

(3) 契約電力

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、最大需要電力の実績または同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）（1）ハによって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は、別表2（燃料費調整）（1）ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）ハによって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は、別表2（燃料費調整）（1）ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（市場価格調整）（1）ホによって算定された市場価格調整単価が、別表3（市場価格調整）（1）ホ（イ）となる場合は、別表3（市場価格調整）（1）トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表3（市場価格調整）（1）ホによって算定された市場価格調整単価が、別表3（市場価格調整）（1）ホ（ロ）または（ハ）となる場合は、別表3（市場価格調整）（1）トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契 約 電 力 1 キ ロ ワ ッ ト に つ き	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2,085 円 70 銭
	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	2,014 円 99 銭
	標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	1,964 円 70 銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	1,914 円 42 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	22 円 15 銭	20 円 93 銭
	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	21 円 10 銭	19 円 94 銭
	標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	20 円 84 銭	19 円 71 銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	20 円 58 銭	19 円 45 銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合の平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定いたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

(5) その他

発電設備等その他を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

18 最終保障予備電力

(1) 適用範囲

常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。

イ 予備線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧（高圧および特別高圧に限ります。）で供給を受ける場合

(2) 契約電力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときは、1年間を通じての最大の負荷等負荷の実情に応じて、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、原則として50キロワットを下回らないものといたします。

(3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)ハによって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は、別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)ハによって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は、別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表3（市場価格調整）(1)ホ(イ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表3（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整単価が、別表3（市場価格調整）(1)ホ(ロ)または(ハ)となる場合は、別表3（市場価格調整）(1)トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、1月につき次のとおりといたします。ただし、常時供給分の電圧が特別高圧のお客さまが、高圧で最終保障予備電力の供給を受ける場合には、最終保障予備電力

の供給電圧は、常時供給分の電圧と同位の電圧とみなします。この場合、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率（この場合の損失率は、3パーセントといたします。）で修正したものいたします。

（イ） 予備線の場合

契 約 電 力 1 キ ロ ワ ッ ト に つ き	高圧で供給を受ける場合	79円20銭
	特別高圧で供給を受ける場合	53円90銭

（ロ） 予備電源の場合

契 約 電 力 1 キ ロ ワ ッ ト に つ き	高圧で供給を受ける場合	128円70銭
	特別高圧で供給を受ける場合	88円00銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用するものとし、常時供給分とあわせて算定いたします。ただし、常時供給分の電圧が特別高圧のお客さまが、高圧で最終保障予備電力の供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率（この場合の損失率は、3パーセントといたします。）で修正したものいたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、最終保障予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

（4） そ の 他

イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、最終保障電力Aまたは最終保障電力Bに準ずるものといたします。

IV 料金の算定および支払い

19 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則としてあらかじめ定めた需給開始日から適用いたします。

20 検 針 日

検針日は、次により、当社または当該配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

（1） 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社または当該配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。ただし、やむをえない事情のある場合は、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。

なお、高圧で供給を受ける場合で契約電力が500キロワット以上のとき、または特別高圧で供給を受ける場合の検針日は、当社または当該配電事業者が検針日を定める場合を除き、実際に検針を行なった日にかかわらず、毎月1日といたします。

（2） お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

- (3) 当社または当該配電事業者は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。
- イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合
 - ロ 非常変災の場合
 - ハ その他特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたとき。
- (4) (3)イの場合で、検針を行わなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものいたします。
- (5) (3)ロまたはハの場合で、検針を行わなかったときは、検針を行わない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものいたします。

21 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、料金適用開始の日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日（当該需要場所において消滅日以降も引き続き他の需給契約もしくは需給契約以外の契約〔以下「他契約」といいます。〕により電気の供給を受ける場合または契約期間が満了したことにより需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。）までの期間といたします。
- (2) 当社があらかじめお客さまに電力量または最大需要電力が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせした場合は、料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、料金適用開始の日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日（当該需要場所において消滅日以降も引き続き他契約により電気の供給を受ける場合または契約期間が満了したことにより需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。）までの期間といたします。

22 計 量

使用電力量および最大需要電力は、原則として、託送約款等に定めるところにより、記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量いたします。

23 使用電力量等の算定

- (1) 使用電力量は、30分ごとに計量された電力量といたします。
- また、料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約を消滅させる場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。
- (2) 当社は、計量の結果を、各月ごとにすみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (3) 20（検針日）(2)または(3)の場合で、検針を行わなかったときの料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (4) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (5) 特別の事情がある場合で、使用電力量または最大需要電力を需給契約ごとに計量できないときは、使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

24 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
- イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約種別、契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ 21（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
 - ニ 21（料金の算定期間）(2)の場合で計量期間の日数とその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

25 日割計算

- (1) 当社は、24（料金の算定）（1）イ、ロ、ハまたはニの場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金は、次の算式により日割計算をいたします。

なお、21（料金の算定期間）（2）の場合は、次の算式における検針期間の日数は、計量期間の日数とい
たします。

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、24（料金の算定）（1）ハまたはニに該当する場合は、

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量
に応じて算定いたします。

ハ イおよびロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

- (2) 24（料金の算定）（1）イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日
を含み、停止日および消滅日を除きます。

また、供給停止期間中の日割計算対象日数には、停止日を含み、再開日を除きます。ただし、停止日に電
気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

- (3) 24（料金の算定）（1）ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用
いたします。

- (4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

26 料金の支払義務

お客さまの料金の支払義務が発生する日は、次の場合を除き、検針日といたします。

- (1) 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、当該需要場所において消滅日以降も引き続き
他契約により電気の供給を受ける場合または契約期間が満了したことにより需給契約が消滅した場合は、消
滅日の翌日といたします。また、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合
は、計量値の確認を行なった日といたします。
- (2) 20（検針日）（4）の場合は、次の検針日といたします。
- (3) 23（使用電力量等の算定）（4）または（5）の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が
協議によって確定した日といたします。

27 料金の支払期日

- (1) お客さまの料金の支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日といたします。ただし、支
払期日が休日に該当する場合は、支払期日を直後の休日でない日まで延期するものといたします。

- (2) お客さまがイまたはロに該当することとなったときには、（1）にかかわらず、お客さまの料金の支払期日
は、（3）、（4）および（5）によるものといたします。

イ 約束手形または小切手等の不渡りを出して銀行取引停止となった場合

ロ 破産、民事再生、特別清算、会社更生またはその他法的倒産手続きの申立があつた場合

- (3) お客さまが（2）イまたはロに該当することとなった際に現に支払義務が発生している料金でまだ支払われて
いない料金（支払期日を経過していない料金に限り。）がある場合は、その料金の支払期日は、お客さ
まが（2）イまたはロに該当することとなった日といたします。

- (4) お客さまが（2）イまたはロに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金のうち、初回
に支払義務が発生する料金の支払期日は、お客さまがイまたはロに該当する場合は（1）で定める支払期日と
し、それ以外の場合は支払義務発生日といたします。また、次回以降に支払義務が発生する料金の支払期日
は、その料金ごとの支払義務発生日の前日にお客さまがハに該当する場合は（1）で定める支払期日とし、そ
れ以外の場合は支払義務発生日といたします。

イ （2）イまたはロに該当することとなった際にまだ支払われていない料金がない場合

ロ （2）イまたはロに該当することとなった際に現に支払義務が発生している料金があるときは、すべての料
金が支払期日までに相殺以外の方法により支払われた場合

ハ お客さまがイまたはロに該当する場合で、(2)イまたはロに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金のうち、支払期日を経過して支払われていない料金がなかったとき。

- (5) (2)イまたはロに該当する理由となった事実が解消された場合等には、当社に申し出ていただきます。この場合、(2)イまたはロに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金のうち、その事実が解消された日以降に支払義務が発生する料金については、(4)にかかわらず、お客さまが(2)イまたはロに該当しなかったものとみなします。

28 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて払い込み等によりお客さまから支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

- (2) お客さまが料金を(1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また、(1)ロにより支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときといたします。

- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

29 延滞利息

- (1) お客さまが料金または契約超過金を支払期日を経過してなお支払わない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。

- (2) 延滞利息は、次により算定される金額といたします。

イ お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払わない場合

延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまが契約超過金を支払期日を経過してなお支払わない場合

延滞利息は、その算定の対象となる契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金または契約超過金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

30 保証金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

- (3) 保証金の預かり期間は、預かり日から、契約期間満了の日以降60日目の日までといたします。
- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合または支払期日を経過してなお料金を支払われない場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、あらためて(1)によって算定した金額と充当後の残額との差額を預けていただくことがあります。
- (5) 当社は、保証金について利息を付しません。
- (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても保証金をお返しいたします。ただし、(4)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

V 使用および供給

31 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

32 契約超過金

- (1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社または当該配電事業者の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合において、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします（常時供給分の電圧が特別高圧のお客さまが、高圧で最終保障予備電力の供給を受ける場合には、最大需要電力および契約電力は、それぞれ常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率で修正するものとします。）。
- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

33 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として85パーセント以上に保持していただきます。

なお、進相用コンデンサの開放、自動的に力率を調整する装置の設置等により、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。
- (2) 当社または当該配電事業者は、当社または当該配電事業者の系統が軽負荷のため進み力率となるおそれがある場合等技術上必要がある場合は、お客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。

なお、この場合の当該需給地点の1月の力率は、必要に応じてお客さまと当社または当該配電事業者との協議によって定めます。

34 電気の使用にともなう技術要件等

- (1) お客さまの電気工作物を当社または当該配電事業者の供給設備に電氣的に接続するにあたっては、次の事項を遵守していただきます。
 - イ 法令で定める技術基準、その他の法令等
 - ロ 託送約款等に定める系統連系技術要件
 - ハ 当社または当該配電事業者が、当社または当該配電事業者の既設設備の状況等を勘案したうえで、技術的に適当と認める方法
- (2) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社、当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、当社または当該配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
 - イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

- (3) お客さまが発電設備等を当社または当該配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)および(2)に準じて取り扱います。

なお、この場合の料金その他の連系条件は、当社または当該配電事業者が別に定める発電設備系統連系サービス要綱によります。

35 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当社または当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 53（保安等に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、負荷設備、受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 36（供給の停止）、46（需給契約の消滅）(2)または48（解約等）により必要な処置
- (6) その他この最終保障供給約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社もしくは当該配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

36 供給の停止

- (1) お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には、当社または当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、特別の事情がある場合を除き供給停止の5日前までに予告いたします。

イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ この最終保障供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務を支払われない場合

- (3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社または当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ 最終保障電力Bの場合または最終保障予備電力で最終保障電力Bに準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。

ニ 34（電気の使用にともなう技術要件等）によって必要となる措置を講じられない場合

ホ 35（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社または当該配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ヘ お客さまが契約電力をこえて電気を使用される場合に、当社が31（適正契約の保持）によって契約の変更を求めても応じていただけないとき。

- (4) お客さまがその他この最終保障供給約款に反した場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- (5) (1)から(4)によって電気の供給を停止する場合には、当社または当該配電事業者は、当社または当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適当な処置を行ないます。

なお、当社または当該配電事業者は、必要に応じて、お客さまの受電電力をしゃ断する開閉器を封印させていただきます。

37 供給停止の解除

36（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

38 供給停止期間中の料金

36（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を25（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。

39 違 約 金

- (1) お客さまが36（供給の停止）(3)ロもしくはハまたは託送約款等に定めるところにより違約金を申し受ける事由に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この最終保障供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

40 供給の中止または使用の制限もしくは中止

当社または当該配電事業者は、託送約款等に定めるところにより、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

41 制限または中止の料金割引

- (1) 当社または当該配電事業者が、最終保障電力Aおよび最終保障電力Bに対して、40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合、当社は、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

イ 高压で電気の供給を受け契約電力が500キロワット未満の場合

(イ) 割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。

なお、24（料金の算定）(1)イ、ハまたはニの場合は、料金の算定期間を「1月」として算定した場合の基本料金相当額といたします。

また、24（料金の算定）(1)ロの場合は、制限または中止した日における契約種別、契約電力、供給電圧等によって算定した場合の基本料金相当額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

ロ 高压で電気の供給を受け契約電力が500キロワット以上の場合または特別高压で電気の供給を受ける場合

(イ) 割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。

なお、24（料金の算定）(1)イ、ハまたはニの場合は、料金の算定期間を「1月」として算定した場合の基本料金相当額といたします。

また、24（料金の算定）(1)ロの場合は、制限または中止した日における契約種別、契約電力、供給電圧等によって算定した場合の基本料金相当額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ時間数の計算

延べ時間数は、1回10分以上の制限または中止の延べ時間とし、1時間未満の端数を生じた場合は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てます。

なお、制限時間については、次の算式によって修正したうえで合計いたします。

(算式)

a 需要電力を制限した場合

$$H' = H \times \frac{D-d}{D}$$

H' = 修正時間（10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。）

H = 制限時間
D = 契約電力
d = 制限時間中の需要電力の最大値

b 使用電力量を制限した場合

$$H' = H \times \frac{A - B}{A}$$

H' = 修正時間
H = 制限時間
A = 制限指定時間中の基準となる電力量（お客さまの平常操業時の使用電力量の実績等にもとづき算定される推定使用電力量といたします。）
B = 制限時間中の使用電力量

c 需要電力および使用電力量を同時に制限した時間については、aによる修正時間またはbによる修正時間のいずれか大きいものによります。

d aのd、bのAおよびbのBは、お客さまの受電記録等を参考として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(2) (1)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社または当該配電事業者がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、料金算定期間の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。

(3) 最終保障予備電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

42 損害賠償の免責

- (1) 10（供給の開始）(2)によって需給開始日を変更した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または46（需給契約の消滅）もしくは48（解約等）によって需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) その他当社の責めとならない理由により事故が生じた場合は、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

43 設備の賠償

- (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。
- イ 修理可能な場合
修理費
- ロ 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額
- (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

VI 契約の変更および終了

44 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

45 名義の変更

営業譲渡、合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合で、当社が承諾したときには、当社は名義変更の手続きをいたします。この場合には、その旨を当社に文書により申し出ていただきます。

46 需給契約の消滅

(1) お客さまが、契約期間満了前に電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

(2) 当社または当該配電事業者は、原則として、契約期間満了の日の翌日（(1)の場合は、お客さまから通知された廃止期日といたします。）に、当社もしくは当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力していただきます。

(3) 需給契約は、48（解約等）および次の場合を除き、契約期間満了の日（(1)の場合は、お客さまが当社に通知された廃止期日といたします。）をもって消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社または当該配電事業者の責めとしない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

47 需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう工事費の精算

(1) お客さまが新たに電気の供給を受けまたは契約電力を増加された後1年に満たないで、需給契約を廃止または契約電力を減少される場合には、当社は、非常変災等やむをえない理由による場合を除き、次により工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、供給設備の利用期間が1年以上となる部分については、精算の対象といたしません。

イ お客さまのために施設された供給設備の利用期間が1年未満となる場合には、既に臨時工事費を申し受けている場合を除き、次の金額を申し受けます。

(イ) 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ロ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額

ロ お客さまのために施設された供給設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）について、イの場合を除き、減少契約電力に見合う部分について、次の金額を申し受けます。

(イ) 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ロ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額

ハ お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、契約電力の減少による供給電圧の変更にともない撤去する場合は、ロにかかわらず、既に臨時工事費を申し受けている場合を除き、次の金額を申し受けます。

(イ) 当社の託送約款等に定めるところにより算定した臨時工事費およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と、既に申し受けた工事費負担金との差額

(ロ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額

(2) お客さまが新たに電気の供給を受けまたは契約電力を増加された後1年に満たないで需給契約を廃止される場合で、お客さまが当該需要場所において廃止後も引き続き他契約により電気の供給を受けるときは、電気需給契約消滅後の工事費の精算に関する覚書を締結していただきます。

48 解 約 等

(1) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

- (2) お客さまが、36（供給の停止）に該当する場合で、供給の停止となった事実が解消されないことがあらかじめ明らかなときには、当社は、(1)にかかわらず供給の停止と同時に、需給契約を解約することがあります。
- (3) お客さまが、46（需給契約の消滅）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

49 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法、工事および工事費の負担

50 供給方法、工事および施設

- (1) 電気の需給地点は、当社または当該配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) その他の供給方法および工事は、託送約款等に定めるところによります。
- (3) 当社の託送約款等に定めるところにより、契約者の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けいただきます。
- (4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合、(3)にかかわらず、当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けいただきます。

51 工事費負担金等の申受けおよび精算

- (1) 当社は、当社の託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、臨時工事費、実費または実費相当額（以下「工事費負担金等」といいます。）を算定し、供給準備着手前に申し受けます。ただし、お客さまに特別の事情がある場合は、工事費負担金等を供給準備着手後に申し受けることがあります。この場合、原則として、需給開始日までに申し受けます。
- (2) 当社は、お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金等に関する必要な事項について、お客さまと当社との間で、供給準備着手前に契約書を作成いたします。
- (3) 当社の託送約款等に定めるところにより、工事費負担金等の精算を行なう場合は、工事完成後すみやかに精算するものといたします。
- (4) お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、当社の託送約款等に定めるところにより、要した費用の実費をお客さまから申し受けます。
- (5) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工事費負担金等の申受けおよび精算は、(1)、(3)および(4)にかかわらず、次のとおりといたします。
- イ 当社が当該配電事業者から、当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給に伴う工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は、当社は、その金額を原則として供給準備着手前にお客さまから申し受けます。
- ロ 当社が当該配電事業者から、当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、工事完成後、工事費負担金等の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。
- ハ お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合で、当社が当該配電事業者から、当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。

Ⅷ 保 安

52 保安の責任

託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者は、需給地点に至るまでの供給設備（当社または当該配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。

53 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 託送約款等に定めるところにより、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社または当該配電事業者へ通知していただきます。この場合には、当社または当該配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社または当該配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当社または当該配電事業者が保安上必要と認めるときは、その期間について、当社または当該配電事業者は、(1)に準じて、適当な処置をいたします。
- (3) お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社または当該配電事業者へ通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社または当該配電事業者へ通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社または当該配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
- (4) 当社または当該配電事業者は、必要に応じて需給開始に先立ち、受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行ないます。

附 則

1 この最終保障供給約款の実施期日

この最終保障供給約款は、2023年4月1日から実施いたします。

2 標準周波数についての特別措置

この最終保障供給約款実施の際現に次の区域内で標準周波数50ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数50ヘルツで供給いたします。

長野県の一部

3 供給電気方式および供給電圧についての特別措置

供給電気方式および供給電圧については、当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、本則の規定にかかわらず交流3相3線式標準電圧10,000ボルト、40,000ボルトまたは60,000ボルトで供給することがあります。この場合において、料金その他の供給条件は、10,000ボルトまたは40,000ボルトで供給するときには特別高圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで電気の供給を受ける場合に、また、60,000ボルトで供給するときには特別高圧70,000ボルトで電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。

4 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

使用電力量または最大需要電力は、22（計量）の規定にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、使用電力量または最大需要電力は、計量された使用電力量または最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率によって修正したものといたします。

5 損失率または託送料金率の変更にともなう切替措置

別表3（市場価格調整）（1）ロに定める損失率またはハに定める託送料金率が、各市場価格調整単価適用期間中に変更された場合は、各市場価格調整単価適用期間の始期に適用されている値または料金率といたします。

6 この最終保障供給約款の実施にともなう切替措置

- （1） 2023年4月1日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、24（料金の算定）および25（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。
- （2） （1）によって日割計算を行なう場合、2023年4月1日の前後の電力量料金に適用する市場価格調整単価の算定に用いる別表3（市場価格調整）（1）ロに定める損失率およびハに定める託送料金率は、附則5（損失率または託送料金率の変更にともなう切替措置）にかかわらず、次のとおりといたします。

イ 2023年3月の検針日から2023年3月31日まで

市場価格調整単価適用期間の始期に適用されている値および料金率といたします。

ロ 2023年4月1日から2023年4月の検針日の前日まで

2023年4月1日に適用している当社の託送約款等に定める値および料金率といたします。

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロおよびハの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、ハの場合を除き、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。

ハ 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう4月の検針日は、5月1日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、最終保障予備電力の場合、その1月の使用電力量につき、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。ただし、常時供給分の電圧が特別高圧のお客さまが、高圧で最終保障予備電力の供給を受けるときには、使用電力量は、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率（この場合の損失率は、3パーセントといたします。）で修正したものといたします。

また、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) (ロ)および(ハ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(ロ) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、(ハ)の場合を除き、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

(ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう4月の検針日は、5月1日といたします。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

B＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.4381$

$\beta = 0.5545$

なお、各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価算定用平均市場価格

１キロワット時あたりの燃料費調整単価算定用平均市場価格は、各平均燃料価格算定期間における６時から１８時までの約定単価の合計を、各平均燃料価格算定期間における６時から１８時までの商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）の数により除した額といたします。

なお、燃料費調整単価算定用平均市場価格の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ハ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 42,000 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000} + \text{(3)の卸市場単価}$$

ニ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および燃料費調整単価算定用平均市場価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月３１日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年２月１日から４月３０日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間
毎年３月１日から５月３１日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間
毎年４月１日から６月３０日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
毎年５月１日から７月３１日までの期間	その年の９月の検針日から１０月の検針日の前日までの期間
毎年６月１日から８月３１日までの期間	その年の１０月の検針日から１１月の検針日の前日までの期間
毎年７月１日から９月３０日までの期間	その年の１１月の検針日から１２月の検針日の前日までの期間
毎年８月１日から１０月３１日までの期間	その年の１２月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間
毎年９月１日から１１月３０日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間
毎年１０月１日から１２月３１日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間
毎年１１月１日から翌年の１月３１日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間
毎年１２月１日から翌年の２月２８日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月２９日までの期間）	翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間

(ロ) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、(ハ)の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

- (ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ホ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にハによって算定された燃料費調整単価の絶対値を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	19 銭 6 厘
	特別高圧で供給を受ける場合	19 銭 3 厘

(3) 卸市場単価

卸市場単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、卸市場単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{卸市場単価} = (\text{燃料費調整単価算定用平均市場価格} - 19\text{円}37\text{銭}) \times (4) \text{の卸市場率}$$

(4) 卸市場率

卸市場率は、次のとおりといたします。

高圧で供給を受ける場合	10.3パーセント
特別高圧で供給を受ける場合	10.1パーセント

(5) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格、(1)ロの各平均燃料価格算定期間における燃料費調整単価算定用平均市場価格および(1)ハによって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

3 市場価格調整

(1) 市場価格調整額の算定

イ 平均市場価格

1キロワット時あたりの平均市場価格は、各平均市場価格算定期間における約定単価の合計を、各平均市場価格算定期間における商品の数により除した額といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 損失率

当社の託送約款等に定める値といたします。

ハ 託送料金率

(イ) 高圧で電気の供給を受ける場合

当社の託送約款等に定める高圧標準接続送電サービスの電力量料金率といたします。

(ロ) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

当社の託送約款等に定める特別高圧標準接続送電サービスの電力量料金率といたします。

ニ 補正後平均市場価格

1キロワット時あたりの補正後平均市場価格は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、補正後平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{補正後平均市場価格} = \frac{\text{イによって算定された平均市場価格（消費税等相当額を加えたもの）}}{1 - \text{ロの損失率}} + \text{ハの託送料金率}$$

ホ 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、次によって算定された値といたします。

(イ) 1キロワット時あたりの平均市場価格が3円52銭を下回る場合

市場価格調整単価は、次のとおりといたします。

a 最終保障電力A

		夏季料金	その他季料金
1 キロワットにつき	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2 円 63 銭	2 円 38 銭
	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	2 円 35 銭	2 円 12 銭
	標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	2 円 31 銭	2 円 10 銭

b 最終保障電力B

		夏季料金	その他季料金
1 キロワットにつき	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2 円 40 銭	2 円 18 銭
	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	2 円 25 銭	2 円 04 銭
	標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	2 円 21 銭	2 円 02 銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	2 円 17 銭	1 円 96 銭

(ロ) 1キロワット時あたりの平均市場価格が3円52銭以上となり、かつ、1キロワット時あたりの補正後平均市場価格が(2)の調整基準単価以下となる場合

市場価格調整単価は、零といたします。

(ハ) 1キロワット時あたりの補正後平均市場価格が(2)の調整基準単価を上回る場合

市場価格調整単価は、補正後平均市場価格から(2)の調整基準単価を差し引いた値といたします。

ヘ 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の補正後平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	その年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	その年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間

(ロ) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、(ハ)の場合を除き、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

(ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その月の初日といたします。

ト 市場価格調整額

市場価格調整額は、その 1 月の使用電力量にホによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

(2) 調整基準単価

調整基準単価は、16（最終保障電力 A）（4）ロまたは 17（最終保障電力 B）（4）ロに定める料金率（夏季に使用された電気に係る市場価格調整単価に適用する場合は、夏季料金とし、その他季に使用された電気に係る市場価格調整単価に適用する場合は、その他季料金といたします。）に別表 2（燃料費調整）（1）ハによって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ハによって算定された燃料費調整単価の絶対値を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）（1）ハによって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ハによって算定された燃料費調整単価の絶対値を加えたものといたします。

(3) 市場価格調整単価のお知らせ

当社は、（1）ホによって算定された市場価格調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

電気事業法施行規則第27条第2項の規定に基づく添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 最終保障供給約款の変更の内容および新旧比較表
- 3 料金の算出の根拠

1 変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

このたび当社は、当社の供給区域におけるみなし小売電気事業者（中部電力ミライズ株式会社）が基本契約要綱に定める料金その他の供給条件の見直しを行なうことにともない、当該内容を料金その他の供給条件へ反映するべく、最終保障供給約款を変更することといたしました。

つきましては、電気事業法第20条第1項の規定にもとづき、ここに最終保障供給約款の変更を届け出る次第であります。

2 最終保障供給約款の変更の内容および新旧比較表

最終保障供給約款の変更の内容

最終保障供給約款の変更につきましては、みなし小売電気事業者（中部電力ミライズ株式会社）が基本契約要綱に定める料金その他の供給条件の見直しを行なうことを踏まえ、必要となる変更を行なうとともに、その他の今日の見直しをいたしました。

電 気 最 終 保 障 供 給 約 款 新 旧 比 較 表

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 9 月 1 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2023 年 4 月 1 日実施予定）
電 気 最 終 保 障 供 給 約 款 2022年9月1日実施 中部電力パワーグリッド株式会社	電 気 最 終 保 障 供 給 約 款 <u>2023</u>年4月1日実施 中部電力パワーグリッド株式会社

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 9 月 1 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2023 年 4 月 1 日実施予定）
目次	目次
I 総則..... 1	I 総則..... 1
1 適用..... 1	1 適用..... 1
2 最終保障供給約款の届出および変更..... 1	2 最終保障供給約款の届出および変更..... 1
3 定義..... 1	3 定義..... 1
4 単位および端数処理..... 2	4 単位および端数処理..... 2
5 その他..... 2	5 その他..... 2
II 契約の申込み..... 2	II 契約の申込み..... 2
6 需給契約の申込み..... 2	6 需給契約の申込み..... 2
7 需給契約の成立および契約期間..... 2	7 需給契約の成立および契約期間..... 3
8 需 要 場 所..... 3	8 需 要 場 所..... 3
9 需給契約の単位..... 3	9 需給契約の単位..... 3
10 供給の開始..... 3	10 供給の開始..... 3
11 供給の準備に対するお客さまの協力..... 4	11 供給の準備に対するお客さまの協力..... 3
12 供給の単位..... 4	12 供給の単位..... 3
13 承諾の限界..... 4	13 承諾の限界..... 3
14 需給契約書の作成..... 4	14 需給契約書の作成..... 3
III 契約種別および料金..... 4	III 契約種別および料金..... 4
15 契 約 種 別..... 4	15 契 約 種 別..... 4
16 最終保障電力 A..... 4	16 最終保障電力 A..... 4
17 最終保障電力 B..... 6	17 最終保障電力 B..... 5
18 最終保障予備電力..... 8	18 最終保障予備電力..... 7
IV 料金の算定および支払い..... 9	IV 料金の算定および支払い..... 8
19 料金の適用開始の時期..... 9	19 料金の適用開始の時期..... 8
20 検 針 日..... 9	20 検 針 日..... 8
21 料金の算定期間..... 9	21 料金の算定期間..... 9
22 使用電力量等の計量..... 9	22 計 量..... 9
23 料金の算定..... 10	23 使用電力量等の算定..... 9
24 日 割 計 算..... 10	24 料金の算定..... 9
25 料金の支払義務..... 11	25 日 割 計 算..... 10
26 料金の支払期日..... 11	26 料金の支払義務..... 10
27 料金その他の支払方法..... 11	27 料金の支払期日..... 10
28 延 滞 利 息..... 12	28 料金その他の支払方法..... 11
29 保 証 金..... 12	29 延 滞 利 息..... 11
	30 保 証 金..... 11

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 9 月 1 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2023 年 4 月 1 日実施予定）
V 使用および供給 12 30 適正契約の保持..... 12 31 契約超過金..... 13 32 力率の保持..... 13 33 電気の使用にともなう技術要件等..... 13 34 需要場所への立入りによる業務の実施..... 13 35 供給の停止..... 14 36 供給停止の解除..... 14 37 供給停止期間中の料金..... 14 38 違 約 金..... 14 39 供給の中止または使用の制限もしくは中止..... 14 40 制限または中止の料金割引..... 15 41 損害賠償の免責..... 16 42 設備の賠償..... 16 VI 契約の変更および終了 16 43 需給契約の変更..... 16 44 名義の変更..... 16 45 需給契約の消滅..... 16 46 需給開始後の需給契約の消滅または変更にとともなう工事費の精算..... 17 47 解 約 等..... 17 48 需給契約消滅後の債権債務関係..... 17 VII 供給方法および工事 17 49 需給地点 および施設..... 17 50 架空引込線..... 18 51 地中引込線..... 18 52 接続引込線等..... 18 53 引込線の接続..... 18 54 計量器等の取付け..... 19 55 専用供給設備..... 19 VIII 工事費の負担 19 56 工事費の負担方法..... 19 57 一般供給設備の工事費負担金..... 19 58 特別供給設備の工事費負担金..... 21 59 供給設備を変更する場合の工事費負担金..... 22 60 特別供給設備等の工事費の算定..... 22 61 臨時工事費..... 23	V 使用および供給 12 31 適正契約の保持..... 12 32 契約超過金..... 12 33 力率の保持..... 12 34 電気の使用にともなう技術要件等..... 12 35 需要場所への立入りによる業務の実施..... 13 36 供給の停止..... 13 37 供給停止の解除..... 13 38 供給停止期間中の料金..... 14 39 違 約 金..... 14 40 供給の中止または使用の制限もしくは中止..... 14 41 制限または中止の料金割引..... 14 42 損害賠償の免責..... 15 43 設備の賠償..... 15 VI 契約の変更および終了 15 44 需給契約の変更..... 15 45 名義の変更..... 16 46 需給契約の消滅..... 16 47 需給開始後の需給契約の消滅または変更にとともなう工事費の精算..... 16 48 解 約 等..... 16 49 需給契約消滅後の債権債務関係..... 17 VII 供給方法、工事および工事費の負担 17 50 供給方法、工事 および施設..... 17

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 9 月 1 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2023 年 4 月 1 日実施予定）
62 工事費負担金等の申受けおよび精算..... 23 63 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け.... 24 Ⅸ 保 安..... 24 64 保安の責任..... 24 65 保安等に対するお客さまの協力..... 24 附 則 別 表	51 工事費負担金等の申受けおよび精算..... 17 Ⅷ 保 安..... 17 52 保安の責任..... 17 53 保安等に対するお客さまの協力..... 18 附 則 別 表
I 総 則	I 総 則
3 定 義 次の言葉は、この最終保障供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (1) 低 圧 標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。 (2) 高 圧 標準電圧6, 000ボルトをいいます。 (3) 特別高圧 標準電圧20, 000ボルト, 30, 000ボルト, 70, 000ボルトまたは140, 000ボルトをいいます。 (4) 電 灯 白熱電球, けい光灯, ネオン管灯, 水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。 (5) 小型機器 主として住宅, 店舗, 事務所等において单相で使用される, 電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし, 電灯と併用できないものは除きます。 (6) 動 力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。 (7) 付帯電灯 動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。 なお, その他これに準ずるものとは, 動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。 イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯 ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯 ハ 現場作業員のために必要な浴場, 食堂または医療室の電灯 ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯 (8) 契約電力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。 (9) 契約使用期間 契約上電気を使用できる期間をいいます。	3 定 義 次の言葉は、この最終保障供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (1) 低 圧 標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。 (2) 高 圧 標準電圧6, 000ボルトをいいます。 (3) 特別高圧 標準電圧20, 000ボルト, 30, 000ボルト, 70, 000ボルトまたは140, 000ボルトをいいます。 (4) 電 灯 白熱電球, けい光灯, ネオン管灯, 水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。 (5) 小型機器 主として住宅, 店舗, 事務所等において单相で使用される, 電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし, 電灯と併用できないものは除きます。 (6) 動 力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。 (7) 付帯電灯 動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。 なお, その他これに準ずるものとは, 動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。 イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯 ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯 ハ 現場作業員のために必要な浴場, 食堂または医療室の電灯 ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯 (8) 契約電力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。 (9) 契約使用期間 契約上電気を使用できる期間をいいます。

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 9 月 1 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2023 年 4 月 1 日実施予定）
(10) 最大需要電力 需要電力の最大値であって、<u>30分最大需要電力計</u>により計量される値をいいます。 (11) 休 日 銀行法第15条第 1 項に規定する銀行の休日をいいます。 (12) 夏 季 毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。 (13) その他季 毎年10月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。 (17) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第 1 項に定める賦課金をいいます。 (15) 貿易統計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。 (16) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量<u>および</u>価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。	(10) 最大需要電力 <u>30分ごとの</u>需要電力の最大値であって、<u>当社またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「当該配電事業者」といいます。）</u>が取り付ける<u>記録型計量器</u>により計量される値をいいます。 (11) 休 日 銀行法第15条第 1 項に規定する銀行の休日をいいます。 (12) 夏 季 毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。 (13) その他季 毎年10月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。 <u>(14)</u> 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第 1 項に定める賦課金をいいます。 <u>(15)</u> 約定単価 <u>1 キロワット時あたりの約定単価は、次のとおりといたします。</u> <u>イ 一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する翌日取引（卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。）における30分ごとの売買取引における価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）</u> <u>ロ 以下の事象によって、翌日取引における30分ごとの売買取引における価格が公表されない時間帯がある場合には、イにかかわらず、当該時間帯のインバランス単価（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづき当社の供給区域におけるインバランス料金として算定される30分ごとの金額をいいます。）を約定単価といたします。</u> <u>(イ) 商い不成立の場合</u> <u>(ロ) 卸電力取引所が閉鎖した場合</u> <u>(ハ) その他取引上における措置により取引結果が反映されない場合等</u> <u>ハ 翌日取引における30分ごとの売買取引における価格およびインバランス単価のいずれも公表されない時間帯がある場合には、イおよびロにかかわらず、当社が定めた単価を約定単価といたします。</u> <u>(16)</u> 貿易統計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。 <u>(17)</u> 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量、<u>価額および約定単価</u>の値にもとづき平均燃料価格<u>および燃料費調整単価算定用平均市場価格</u>を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 9 月 1 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2023 年 4 月 1 日実施予定）
(14) 平均市場価格算定期間 一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する翌日取引（卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。）に係る情報にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月21日から 2 月20日までの期間、2 月21日から 3 月20日までの期間、3 月21日から 4 月20日までの期間、4 月21日から 5 月20日までの期間、5 月21日から 6 月20日までの期間、6 月21日から 7 月20日までの期間、7 月21日から 8 月20日までの期間、8 月21日から 9 月20日までの期間、9 月21日から10月20日までの期間、10月21日から11月20日までの期間、11月21日から12月20日までの期間または12月21日から翌年の 1 月20日までの期間をいいます。	<u>(18)</u> 平均市場価格算定期間 <u>約定単価</u>にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月21日から 2 月20日までの期間、2 月21日から 3 月20日までの期間、3 月21日から 4 月20日までの期間、4 月21日から 5 月20日までの期間、5 月21日から 6 月20日までの期間、6 月21日から 7 月20日までの期間、7 月21日から 8 月20日までの期間、8 月21日から 9 月20日までの期間、9 月21日から10月20日までの期間、10月21日から11月20日までの期間、11月21日から12月20日までの期間または12月21日から翌年の 1 月20日までの期間をいいます。
Ⅱ 契約の申込み 6 需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの最終保障供給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、申込みをしていただきます。 なお、この場合には、所定の申込書を使用していただきます。 契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、負荷設備、受電設備、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法 (2) 契約電力については、1 年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。また、使用期間については、1 年をこえない範囲で、お客さまから申し出ていただきます。 (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。 (4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、最終保障予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。	Ⅱ 契約の申込み 6 需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの最終保障供給約款<u>および当社または当該配電事業者の託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。なお、当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には、変更後の託送約款等によります。）における需要者に関する事項を遵守すること</u>を承認のうえ、次の事項を明らかにして、申込みをしていただきます。 なお、この場合には、所定の申込書を使用していただきます。 契約種別、供給電気方式、需給地点<u>（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）</u>、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、負荷設備、受電設備、契約電力、発電設備<u>および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）</u>、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法 (2) 契約電力については、1 年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。また、使用期間については、1 年をこえない範囲で、お客さまから申し出ていただきます。 (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社<u>または当該配電事業者へ</u>供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。 (4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、最終保障予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
8 需 要 場 所 (1) 当社は、1 構内をなすものは 1 構内を、1 建物をなすものは 1 建物を 1 需要場所といたします。ただし、集合住宅等の 1 建物内において、共用部分その他建物の使用上独立している部分がある場合は、その部分を 1 需要場所とすることがあります。 なお、1 構内をなすものとは、さく、へいその他の客観的なしゃ断物によって明確に区画された区域をいいます。ただし、複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は、正当な理由がない限り、1 構内をなすものとみなします。 (2) コンビナート等の工場群、中小企業工場団地等で、隣接する複数の構内のお客さまが共同して使用する受電設備によって電気の供給を受けることを希望され、かつ、それぞれの構内におい	8 需 要 場 所 <u>需要場所は、託送約款等に定めるところによります。</u>

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 9 月 1 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2023 年 4 月 1 日実施予定）
て営む事業の相互の関連性が高い場合には、（1）にかかわらず、その隣接する複数の構内を1 需要場所とすることがあります。 （3）道路その他公共の用に供せられる土地（（1）に定める1 構内をなすものまたは（2）に該当するものを除きます。）において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を1 需要場所といたします。 （4）（1）に定める1 構内もしくは1 建物、（2）に定める隣接する複数の構内または（3）に定める設置されている場所（以下「原需要場所」といいます。）において、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に、当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからの申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、（1）、（2）または（3）にかかわらず、特例区域等を1 需要場所といたします。 イ 次の事項について、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）のお客さまの承諾をえていること。 （イ）非特例区域等について、（1）、（2）または（3）に準じて需要場所を定めること。 （ロ）当社が特例区域等における業務を実施するため、34（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。 ロ 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。 ハ 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。 ニ 当社が非特例区域等における業務を実施するため、34（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。 ホ 特例区域等を1 需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適當でなく、他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。	
9 需給契約の単位 当社は、次の場合を除き、原則として、1 需要場所について1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。 （1）1 需要場所において、最終保障電力Aまたは最終保障電力Bと最終保障予備電力とをあわせて契約する場合 （2）電気鉄道の場合で、負荷が移動するために複数の需給地点から電気の供給を受け、1 需給契約を結ぶとき。 （3）災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当社が技術上、保安上適当と認めたとき。	9 需給契約の単位 当社は、<u>託送約款等に定めるところにより</u>、原則として、1 需要場所について1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。
11 供給の準備に対するお客さまの協力 供給の実施にともない当社が施設し、所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、お客さまに協力していただきます。	11 供給の準備に対するお客さまの協力 供給の実施にともない当社<u>または当該配電事業者</u>が施設し、所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、お客さまに協力していただきます。
12 供給の単位 当社は、特別の事情がない限り、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。	12 供給の単位 当社は、<u>託送約款等に定めるところにより、原則として</u>、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 9 月 1 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2023 年 4 月 1 日実施予定）												
13 承諾の限界 当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合またはこの最終保障供給約款により電気の供給を受けるお客さま以外のお客さまの利益を阻害するおそれがある場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。	13 承諾の限界 当社は、法令、電気の需給状況、<u>当社または当該配電事業者の</u>供給設備の状況、料金<u>およびこの最終保障供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この最終保障供給約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕</u>といたします。）の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合またはこの最終保障供給約款により電気の供給を受けるお客さま以外のお客さまの利益を阻害するおそれがある場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。												
Ⅲ 契約種別および料金 16 最終保障電力 A （1）適用範囲 高圧または特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。 イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。 ロ 使用する電灯または小型機器について当社の託送供給等約款（以下「託送供給等約款」といいます。なお、当社が託送供給等約款を変更した場合には、変更後の託送供給等約款によります。）21（臨時接続送電サービス）（2）イ（イ）を適用した場合の臨時接続送電サービス契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について託送供給等約款21（臨時接続送電サービス）（2）イ（ロ）を適用した場合の臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。 （2）供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。 <table><tr><td>契約電力2,000キロワット未満</td><td>標準電圧6,000ボルト</td></tr><tr><td>契約電力2,000キロワット以上10,000キロワット未満</td><td>標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルト</td></tr><tr><td>契約電力10,000キロワット以上</td><td>標準電圧70,000ボルト</td></tr></table> （3）契約電力 イ 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、最大需要電力の実績または同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。 ロ 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。	契約電力2,000キロワット未満	標準電圧6,000ボルト	契約電力2,000キロワット以上10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルト	契約電力10,000キロワット以上	標準電圧70,000ボルト	Ⅲ 契約種別および料金 16 最終保障電力 A （1）適用範囲 高圧または特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。 イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。 ロ 使用する電灯または小型機器について託送約款<u>等に定める</u>臨時接続送電サービス契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について託送約款<u>等に定める</u>臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。 （2）供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または当社<u>もしくは当該配電事業者の</u>供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。 <table><tr><td>契約電力2,000キロワット未満</td><td>標準電圧6,000ボルト</td></tr><tr><td>契約電力2,000キロワット以上10,000キロワット未満</td><td>標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルト</td></tr><tr><td>契約電力10,000キロワット以上</td><td>標準電圧70,000ボルト</td></tr></table> （3）契約電力 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、最大需要電力の実績または同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。	契約電力2,000キロワット未満	標準電圧6,000ボルト	契約電力2,000キロワット以上10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルト	契約電力10,000キロワット以上	標準電圧70,000ボルト
契約電力2,000キロワット未満	標準電圧6,000ボルト												
契約電力2,000キロワット以上10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルト												
契約電力10,000キロワット以上	標準電圧70,000ボルト												
契約電力2,000キロワット未満	標準電圧6,000ボルト												
契約電力2,000キロワット以上10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルト												
契約電力10,000キロワット以上	標準電圧70,000ボルト												

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 9 月 1 日実施）				電気最終保障供給約款（新） （2023 年 4 月 1 日実施予定）					
（4）料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）（1）4によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）2によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）（1）4によって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）2によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表1（市場価格調整）（1）ホによって算定された市場価格調整単価が、別表1（市場価格調整）（1）トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表1（市場価格調整）（1）ホによって算定された市場価格調整単価が、別表1（市場価格調整）（1）ホ(ロ)または（ハ）となる場合は、別表1（市場価格調整）（1）トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。 イ 基本料金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。				（4）料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）（1）ハによって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）（1）ハによって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（市場価格調整）（1）ホによって算定された市場価格調整単価が、別表3（市場価格調整）（1）トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表3（市場価格調整）（1）ホによって算定された市場価格調整単価が、別表3（市場価格調整）（1）ホ(ロ)または（ハ）となる場合は、別表3（市場価格調整）（1）トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。 イ 基本料金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。					
契 約 電 力 1 キロワット に つ き		標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	1,973円72銭	契 約 電 力 1 キロワット に つ き		標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2,059円52銭		
		標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	1,948円57銭			標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	2,001円37銭		
		標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	1,898円28銭			標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	1,951円08銭		
ロ 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、22（使用電力量等の計量）（2）の場合を除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。				ロ 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。					
		夏季料金	その他季料金			夏季料金	その他季料金		
1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き		標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	19円84銭	18円50銭	1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き		標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	23円37銭	22円03銭
		標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	18円23銭	17円02銭			標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	21円48銭	20円27銭
		標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	18円03銭	16円86銭			標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	21円28銭	20円11銭

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 9 月 1 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2023 年 4 月 1 日実施予定）																
ハ 力率割引および割増し （イ）力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合の平均力率は、別表 4（平均力率の算定式）により算定いたします。 なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。 （ロ）力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。	ハ 力率割引および割増し （イ）力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合の平均力率は、<u>託送約款等に定めるところ</u>により算定いたします。 なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。 （ロ）力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。																
17 最終保障電力 B （1） 適用範囲 高圧または特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。 イ 契約電力が 50 キロワット以上であること。ただし、特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が 50 キロワット未満であるものについても適用することがあります。 ロ 使用する電灯または小型機器について託送供給等約款 21（臨時接続送電サービス）（2）イ（イ）を適用した場合の臨時接続送電サービス契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と使用する動力について託送供給等約款 21（臨時接続送電サービス）（2）イ（ロ）を適用した場合の臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として 50 キロワット以上であること。 （2） 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式は、交流 3 相 3 線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。 <table><tr><td>契約電力 2, 000 キロワット未満</td><td>標準電圧 6, 000 ボルト</td></tr><tr><td>契約電力 2, 000 キロワット以上 10, 000 キロワット未満</td><td>標準電圧 20, 000 ボルトまたは 30, 000 ボルト</td></tr><tr><td>契約電力 10, 000 キロワット以上 50, 000 キロワット未満</td><td>標準電圧 70, 000 ボルト</td></tr><tr><td>契約電力 50, 000 キロワット以上</td><td>標準電圧 140, 000 ボルト</td></tr></table> （3） 契約電力 イ 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、最大需要電力の実績または同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。 ロ 当社は、30 分最大需要電力計を取り付けます。 （4） 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたしま	契約電力 2, 000 キロワット未満	標準電圧 6, 000 ボルト	契約電力 2, 000 キロワット以上 10, 000 キロワット未満	標準電圧 20, 000 ボルトまたは 30, 000 ボルト	契約電力 10, 000 キロワット以上 50, 000 キロワット未満	標準電圧 70, 000 ボルト	契約電力 50, 000 キロワット以上	標準電圧 140, 000 ボルト	17 最終保障電力 B （1） 適用範囲 高圧または特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。 イ 契約電力が 50 キロワット以上であること。ただし、特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が 50 キロワット未満であるものについても適用することがあります。 ロ 使用する電灯または小型機器について託送約款 <u>等に定める</u>臨時接続送電サービス契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と使用する動力について託送約款 <u>等に定める</u>臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として 50 キロワット以上であること。 （2） 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式は、交流 3 相 3 線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または当社 <u>もしくは当該配電事業者</u>の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。 <table><tr><td>契約電力 2, 000 キロワット未満</td><td>標準電圧 6, 000 ボルト</td></tr><tr><td>契約電力 2, 000 キロワット以上 10, 000 キロワット未満</td><td>標準電圧 20, 000 ボルトまたは 30, 000 ボルト</td></tr><tr><td>契約電力 10, 000 キロワット以上 50, 000 キロワット未満</td><td>標準電圧 70, 000 ボルト</td></tr><tr><td>契約電力 50, 000 キロワット以上</td><td>標準電圧 140, 000 ボルト</td></tr></table> （3） 契約電力 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、最大需要電力の実績または同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。 （4） 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 <u>1</u>（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたしま	契約電力 2, 000 キロワット未満	標準電圧 6, 000 ボルト	契約電力 2, 000 キロワット以上 10, 000 キロワット未満	標準電圧 20, 000 ボルトまたは 30, 000 ボルト	契約電力 10, 000 キロワット以上 50, 000 キロワット未満	標準電圧 70, 000 ボルト	契約電力 50, 000 キロワット以上	標準電圧 140, 000 ボルト
契約電力 2, 000 キロワット未満	標準電圧 6, 000 ボルト																
契約電力 2, 000 キロワット以上 10, 000 キロワット未満	標準電圧 20, 000 ボルトまたは 30, 000 ボルト																
契約電力 10, 000 キロワット以上 50, 000 キロワット未満	標準電圧 70, 000 ボルト																
契約電力 50, 000 キロワット以上	標準電圧 140, 000 ボルト																
契約電力 2, 000 キロワット未満	標準電圧 6, 000 ボルト																
契約電力 2, 000 キロワット以上 10, 000 キロワット未満	標準電圧 20, 000 ボルトまたは 30, 000 ボルト																
契約電力 10, 000 キロワット以上 50, 000 キロワット未満	標準電圧 70, 000 ボルト																
契約電力 50, 000 キロワット以上	標準電圧 140, 000 ボルト																

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 9 月 1 日実施）				電気最終保障供給約款（新） （2023 年 4 月 1 日実施予定）																																																															
す。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）（1）4によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）2によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）（1）4によって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）2によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表1（市場価格調整）（1）ホによって算定された市場価格調整単価が、別表1（市場価格調整）（1）ホ（イ）となる場合は、別表1（市場価格調整）（1）トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表1（市場価格調整）（1）ホによって算定された市場価格調整単価が、別表1（市場価格調整）（1）ホ（ロ）または（ハ）となる場合は、別表1（市場価格調整）（1）トによって算定された市場価格調整額を加えたものいたします。 イ 基本料金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td rowspan="4">契 約 電 力 1 キロワット に つ き</td><td>標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合</td><td colspan="2">1,999円91銭</td></tr><tr><td>標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合</td><td colspan="2">1,962円19銭</td></tr><tr><td>標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合</td><td colspan="2">1,911円91銭</td></tr><tr><td>標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合</td><td colspan="2">1,861円62銭</td></tr></table> ロ 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、22（使用電力量等の計量）（2）の場合を除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。 <table><tr><th colspan="2"></th><th>夏季料金</th><th>その他季料金</th></tr><tr><td rowspan="4">1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き</td><td>標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>18円62銭</td><td>17円40銭</td></tr><tr><td>標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>17円85銭</td><td>16円69銭</td></tr><tr><td>標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>17円59銭</td><td>16円46銭</td></tr><tr><td>標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>17円33銭</td><td>16円20銭</td></tr></table>				契 約 電 力 1 キロワット に つ き	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	1,999円91銭		標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	1,962円19銭		標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	1,911円91銭		標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	1,861円62銭				夏季料金	その他季料金	1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	18円62銭	17円40銭	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	17円85銭	16円69銭	標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	17円59銭	16円46銭	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	17円33銭	16円20銭	す。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）（1）ハによって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）（1）ハによって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（市場価格調整）（1）ホによって算定された市場価格調整単価が、別表3（市場価格調整）（1）ホ（イ）となる場合は、別表3（市場価格調整）（1）トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表3（市場価格調整）（1）ホによって算定された市場価格調整単価が、別表3（市場価格調整）（1）ホ（ロ）または（ハ）となる場合は、別表3（市場価格調整）（1）トによって算定された市場価格調整額を加えたものいたします。 イ 基本料金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td rowspan="4">契 約 電 力 1 キロワット に つ き</td><td>標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合</td><td colspan="2">2,085円70銭</td></tr><tr><td>標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合</td><td colspan="2">2,014円99銭</td></tr><tr><td>標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合</td><td colspan="2">1,964円70銭</td></tr><tr><td>標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合</td><td colspan="2">1,914円42銭</td></tr></table> ロ 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 <table><tr><th colspan="2"></th><th>夏季料金</th><th>その他季料金</th></tr><tr><td rowspan="4">1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き</td><td>標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>22円15銭</td><td>20円93銭</td></tr><tr><td>標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>21円10銭</td><td>19円94銭</td></tr><tr><td>標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>20円84銭</td><td>19円71銭</td></tr><tr><td>標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>20円58銭</td><td>19円45銭</td></tr></table>				契 約 電 力 1 キロワット に つ き	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2,085円70銭		標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	2,014円99銭		標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	1,964円70銭		標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	1,914円42銭				夏季料金	その他季料金	1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	22円15銭	20円93銭	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	21円10銭	19円94銭	標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	20円84銭	19円71銭	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	20円58銭	19円45銭
契 約 電 力 1 キロワット に つ き	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	1,999円91銭																																																																	
	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	1,962円19銭																																																																	
	標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	1,911円91銭																																																																	
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	1,861円62銭																																																																	
		夏季料金	その他季料金																																																																
1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	18円62銭	17円40銭																																																																
	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	17円85銭	16円69銭																																																																
	標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	17円59銭	16円46銭																																																																
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	17円33銭	16円20銭																																																																
契 約 電 力 1 キロワット に つ き	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2,085円70銭																																																																	
	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	2,014円99銭																																																																	
	標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	1,964円70銭																																																																	
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	1,914円42銭																																																																	
		夏季料金	その他季料金																																																																
1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	22円15銭	20円93銭																																																																
	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	21円10銭	19円94銭																																																																
	標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	20円84銭	19円71銭																																																																
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	20円58銭	19円45銭																																																																

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 9 月 1 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2023 年 4 月 1 日実施予定）
ハ 力率割引および割増し （イ） 力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合の平均力率は、別表 4（平均力率の算定式）により算定いたします。 なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。 （ロ） 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。 （5） そ の 他 発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。	ハ 力率割引および割増し （イ） 力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合の平均力率は、<u>託送約款等に定めるところ</u>により算定いたします。 なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。 （ロ） 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。 （5） そ の 他 発電設備等<u>その他</u>を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。
18 最終保障予備電力 （1） 適用範囲 常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。 イ 予 備 線 常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合 ロ 予備電源 常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧（高圧および特別高圧に限ります。）で供給を受ける場合 （2） 契約電力 契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されときの契約電力は、1 年間を通じての最大の負荷等負荷の実情に応じて、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、原則として 50 キロワットを下回らないものといたします。 （3） 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）（1）4によって算定された<u>平均燃料価格が 45,900 円を下回る</u>場合は、別表 2（燃料費調整）（1）二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）（1）4によって算定された<u>平均燃料価格が 45,900 円を上回る</u>場合は、別表 2（燃料費調整）（1）二によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4<u>1</u>（市場価格調整）（1）ホによって算定された市場価格調整単価が、別表4<u>1</u>（市場価格調整）（1）ホ（イ）となる場合は、別表4<u>1</u>（市場価格調整）（1）トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表4<u>1</u>（市場価格調整）（1）ホによって算定された市場価格調整単価が、別表4<u>1</u>（市場価格調整）（1）ホ（ロ）または（ハ）となる場合は、別表4<u>1</u>（市場価格調整）（1）トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。 イ 基本料金 基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、1 月につき次のとおりといたします。ただし、常時供給分の電圧が特別高圧のお客さまが、高圧で最終保障予備電力の供給を受ける場合には、最終保障予備電力の供給電圧は、常時供給分の電圧と同位の電圧とみなします。この場合、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率（この場	18 最終保障予備電力 （1） 適用範囲 常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。 イ 予 備 線 常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合 ロ 予備電源 常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧（高圧および特別高圧に限ります。）で供給を受ける場合 （2） 契約電力 契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されときの契約電力は、1 年間を通じての最大の負荷等負荷の実情に応じて、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、原則として 50 キロワットを下回らないものといたします。 （3） 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表1<u>1</u>（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）（1）ハによって算定された<u>燃料費調整単価が負の値となる</u>場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）（1）ハによって算定された<u>燃料費調整単価が正の値となる</u>場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3<u>3</u>（市場価格調整）（1）ホによって算定された市場価格調整単価が、別表3<u>3</u>（市場価格調整）（1）ホ（イ）となる場合は、別表3<u>3</u>（市場価格調整）（1）トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表3<u>3</u>（市場価格調整）（1）ホによって算定された市場価格調整単価が、別表3<u>3</u>（市場価格調整）（1）ホ（ロ）または（ハ）となる場合は、別表3<u>3</u>（市場価格調整）（1）トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。 イ 基本料金 基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、1 月につき次のとおりといたします。ただし、常時供給分の電圧が特別高圧のお客さまが、高圧で最終保障予備電力の供給を受ける場合には、最終保障予備電力の供給電圧は、常時供給分の電圧と同位の電圧とみなします。この場合、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率（この場

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 9 月 1 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2023 年 4 月 1 日実施予定）																				
合の損失率は、 3 パーセントといたします。） で修正したものといたします。 （イ） 予備線の場合 <table><tr><td rowspan="2">契 約 電 力 1 キロワット に つ き</td><td>高圧で供給を受ける場合</td><td>67円10銭</td></tr><tr><td>特別高圧で供給を受ける場合</td><td>47円30銭</td></tr></table> （ロ） 予備電源の場合 <table><tr><td rowspan="2">契 約 電 力 1 キロワット に つ き</td><td>高圧で供給を受ける場合</td><td>411円10銭</td></tr><tr><td>特別高圧で供給を受ける場合</td><td>77円00銭</td></tr></table> ロ 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用するものとし、常時供給分とあわせて算定いたします。ただし、常時供給分の電圧が特別高圧のお客さまが、高圧で最終保障予備電力の供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率（この場合の損失率は、 3 パーセントといたします。） で修正したものといたします。 ハ 力率割引および割増し 力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、最終保障予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。 （4） そ の 他 イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。 ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、最終保障電力 A または最終保障電力 B に準ずるものといたします。	契 約 電 力 1 キロワット に つ き	高圧で供給を受ける場合	67円10銭	特別高圧で供給を受ける場合	47円30銭	契 約 電 力 1 キロワット に つ き	高圧で供給を受ける場合	411円10銭	特別高圧で供給を受ける場合	77円00銭	合の損失率は、 3 パーセントといたします。） で修正したものといたします。 （イ） 予備線の場合 <table><tr><td rowspan="2">契 約 電 力 1 キロワット に つ き</td><td>高圧で供給を受ける場合</td><td>79円20銭</td></tr><tr><td>特別高圧で供給を受ける場合</td><td>53円90銭</td></tr></table> （ロ） 予備電源の場合 <table><tr><td rowspan="2">契 約 電 力 1 キロワット に つ き</td><td>高圧で供給を受ける場合</td><td>128円70銭</td></tr><tr><td>特別高圧で供給を受ける場合</td><td>88円00銭</td></tr></table> ロ 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用するものとし、常時供給分とあわせて算定いたします。ただし、常時供給分の電圧が特別高圧のお客さまが、高圧で最終保障予備電力の供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率（この場合の損失率は、 3 パーセントといたします。） で修正したものといたします。 ハ 力率割引および割増し 力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、最終保障予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。 （4） そ の 他 イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。 ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、最終保障電力 A または最終保障電力 B に準ずるものといたします。	契 約 電 力 1 キロワット に つ き	高圧で供給を受ける場合	79円20銭	特別高圧で供給を受ける場合	53円90銭	契 約 電 力 1 キロワット に つ き	高圧で供給を受ける場合	128円70銭	特別高圧で供給を受ける場合	88円00銭
契 約 電 力 1 キロワット に つ き		高圧で供給を受ける場合	67円10銭																		
	特別高圧で供給を受ける場合	47円30銭																			
契 約 電 力 1 キロワット に つ き	高圧で供給を受ける場合	411円10銭																			
	特別高圧で供給を受ける場合	77円00銭																			
契 約 電 力 1 キロワット に つ き	高圧で供給を受ける場合	79円20銭																			
	特別高圧で供給を受ける場合	53円90銭																			
契 約 電 力 1 キロワット に つ き	高圧で供給を受ける場合	128円70銭																			
	特別高圧で供給を受ける場合	88円00銭																			
Ⅳ 料金の算定および支払い 20 検 針 日 （1） 検針日は、検針を行なった日といたします。 （2） 当社は、非常変災の場合等やむをえない事情のあるときを除き、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに検針を行ないます。 （3） お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものとい	Ⅳ 料金の算定および支払い 20 検 針 日 検針日は、<u>次により、当社または当該配電事業者が実際に</u>検針を行なった日<u>または検針を行なったものとされる日</u>といたします。 <u>（1） 検針は、</u>お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社<u>または当該配電事業者</u>がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日 <u>〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕</u>および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。<u>ただし、やむをえない事情のある場合は、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。</u> <u>なお、高圧で供給を受ける場合で契約電力が500キロワット以上のとき、または特別高圧で供給を受ける場合の検針日は、当社または当該配電事業者が検針日を定める場合を除き、実際に検針を行なった日にかかわらず、毎月 1 日といたします。</u> <u>（2）</u> お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものとい																				

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 9 月 1 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2023 年 4 月 1 日実施予定）
たします。 (4) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。 イ 非常変災の場合 ロ その他特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたとき。 (5) (4)により検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。	たします。 <u>(3) 当社または当該配電事業者は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。</u> <u>イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合</u> <u>ロ 非常変災の場合</u> <u>ハ その他特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたとき。</u> <u>(4) (3)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。</u> (5) <u>(3)ロまたはハの場合で、</u>検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。
21 料金の算定期間 (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、料金適用開始の日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日（当該需要場所において消滅日以降も引き続き他の需給契約もしくは需給契約以外の契約〔以下「他契約」といいます。〕により電気の供給を受ける場合または契約期間が満了したことにより需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。）までの期間といたします。 (2) 記録型計量器により計量する場合で当社があらかじめお客さまに電力量計の値または30分最大需要電力計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは、料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、料金適用開始の日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日（当該需要場所において消滅日以降も引き続き他契約により電気の供給を受ける場合または契約期間が満了したことにより需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。）までの期間といたします。	21 料金の算定期間 (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、料金適用開始の日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日（当該需要場所において消滅日以降も引き続き他の需給契約もしくは需給契約以外の契約〔以下「他契約」といいます。〕により電気の供給を受ける場合または契約期間が満了したことにより需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。）までの期間といたします。 (2) 当社があらかじめお客さまに電力量または最大需要電力が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせした場合は、料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、料金適用開始の日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日（当該需要場所において消滅日以降も引き続き他契約により電気の供給を受ける場合または契約期間が満了したことにより需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。）までの期間といたします。
<u>(新 設)</u>	22 計 量 <u>使用電力量および最大需要電力は、原則として、託送約款等に定めるところにより、記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30 分単位で計量いたします。</u>
22 使用電力量等の計量 (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、(2)、(8)、(9)および(10)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における電力量計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。 (2) 当社は、料金の算定期間における使用電力量を記録型計量器に30分ごとに記録された電力量計の値により算定することがあります。この場合、記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。 (3) (2)により料金の算定期間における使用電力量を算定する場合、当社は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。	23 使用電力量等の算定 <u>(1) 使用電力量は、30分ごとに計量された電力量といたします。</u> <u>また、料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約を消滅させる場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。</u>

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 9 月 1 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2023 年 4 月 1 日実施予定）
（4） 料金の算定期間における最大需要電力の計量は、（8）、（9）および(10)の場合を除き、検針日における30分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における30分最大需要電力計の読みといたします。）によります。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における30分最大需要電力計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。 なお、乗率を有する30分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。 （5） 計量器の読みは、次によります。 イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。 ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、あらかじめお客さまにお知らせをして、最小位までとすることがあります。 ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。ただし、30分最大需要電力計により計量を行なう場合で、指針が目盛りの中間を示すときは、目盛りの間隔の2分の1の値を単位といたします。 （6） 使用電力量および最大需要電力は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。 （7） 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。 （8） 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は、（9）の場合を除き、次によります。 イ 料金の算定期間における使用電力量は、取付けおよび取外しした電力量計ごとに（1）または（2）に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。 ロ 料金の算定期間における最大需要電力は、取付けおよび取外しした30分最大需要電力計ごとに（4）に準じて計量した最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。 （9） 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、別表5（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。 （10） 特別の事情がある場合で、使用電力量または最大需要電力を需給契約ごとに計量できないときは、使用電力量または最大需要電力は、お客さまと当社との協議によって定めます。	（2） 当社は、計量の結果を、各月ごとにすみやかにお客さまにお知らせいたします。 （3） 20（検針日）（2）または（3）の場合で、検針を行なわなかったときの料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。 （4） 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。 （5） 特別の事情がある場合で、使用電力量または最大需要電力を需給契約ごとに計量できないときは、使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。
23 料金の算定 （1） 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。 イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合 ロ 契約種別、契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合 ハ 検針期間の日数とその検針期間に対応する月の日数に対し、5日を上回り、または下回る場合 ニ 計量期間の日数とその計量期間に対応する月の日数に対し、5日を上回り、または下回る場合 （2） 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。	24 料金の算定 （1） 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。 イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合 ロ 契約種別、契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合 ハ <u>21（料金の算定期間）（1）の場合で</u>検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回る<u>とき。</u> ニ <u>21（料金の算定期間）（2）の場合で</u>計量期間の日数とその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回る<u>とき。</u> （2） 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。
24 日割計算 （1）当社は、23（料金の算定）（1）イ、ロ、ハまたはニの場合は、次により料金を算定いたします。	25 日割計算 （1）当社は、24（料金の算定）（1）イ、ロ、ハまたはニの場合は、次により料金を算定いたします。

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 9 月 1 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2023 年 4 月 1 日実施予定）
イ 基本料金は、次の算式により日割計算をいたします。 なお、21（料金の算定期間）（2）の場合は、次の算式における検針期間の日数は、計量期間の日数といたします。 $1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検 針 期 間 の 日 数}}$ ただし、23（料金の算定）（1）ハまたはニに該当する場合は、 $1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{曆 日 数}}$ といたします。 ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。 ハ イおよびロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。 （2）23（料金の算定）（1）イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。 また、供給停止期間中の日割計算対象日数には、停止日を含み、再開日を除きます。ただし、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。 （3）23（料金の算定）（1）ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。 （4） 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。	イ 基本料金は、次の算式により日割計算をいたします。 なお、21（料金の算定期間）（2）の場合は、次の算式における検針期間の日数は、計量期間の日数といたします。 $1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検 針 期 間 の 日 数}}$ ただし、24（料金の算定）（1）ハまたはニに該当する場合は、 $1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{曆 日 数}}$ といたします。 ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。 ハ イおよびロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。 （2）24（料金の算定）（1）イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。 また、供給停止期間中の日割計算対象日数には、停止日を含み、再開日を除きます。ただし、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。 （3）24（料金の算定）（1）ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。 （4） 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。
25 料金の支払義務 お客さまの料金の支払義務が発生する日は、次の場合を除き、検針日といたします。 （1）需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、当該需要場所において消滅日以降も引き続き他契約により電気の供給を受ける場合または契約期間が満了したことにより需給契約が消滅した場合は、消滅日の翌日といたします。また、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、計量値の確認を行なった日といたします。 （2）22（使用電力量等の計量）（9）または（10）の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって確定した日といたします。	26 料金の支払義務 お客さまの料金の支払義務が発生する日は、次の場合を除き、検針日といたします。 （1）需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、当該需要場所において消滅日以降も引き続き他契約により電気の供給を受ける場合または契約期間が満了したことにより需給契約が消滅した場合は、消滅日の翌日といたします。また、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、計量値の確認を行なった日といたします。 <u>（2）20（検針日）（4）の場合は、次回の検針日といたします。</u> <u>（3）23（使用電力量等の算定）（4）</u>または<u>（5）</u>の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって確定した日といたします。
26 料金の支払期日 （1） お客さまの料金の支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日といたします。ただし、支払期日が休日に該当する場合は、支払期日を直後の休日でない日まで延期するものといたします。 （2）お客さまがイまたはロに該当することとなったときには、（1）にかかわらず、お客さまの料金の支払期日は、（3），（4）および（5）によるものといたします。 イ 約束手形または小切手等の不渡りを出して銀行取引停止となった場合 ロ 破産、民事再生、特別清算、会社更生またはその他法的倒産手続きの申立があつた場合 （3） お客さまが（2）イまたはロに該当することとなった際現に支払義務が発生している料金でまだ支払われていない料金（支払期日を経過していない料金に限ります。）がある場合は、その料金の支払期日は、お客さまが（2）イまたはロに該当することとなった日といたします。	27 料金の支払期日 （1） お客さまの料金の支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日といたします。ただし、支払期日が休日に該当する場合は、支払期日を直後の休日でない日まで延期するものといたします。 （2）お客さまがイまたはロに該当することとなったときには、（1）にかかわらず、お客さまの料金の支払期日は、（3），（4）および（5）によるものといたします。 イ 約束手形または小切手等の不渡りを出して銀行取引停止となった場合 ロ 破産、民事再生、特別清算、会社更生またはその他法的倒産手続きの申立があつた場合 （3） お客さまが（2）イまたはロに該当することとなった際現に支払義務が発生している料金でまだ支払われていない料金（支払期日を経過していない料金に限ります。）がある場合は、その料金の支払期日は、お客さまが（2）イまたはロに該当することとなった日といたします。

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 9 月 1 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2023 年 4 月 1 日実施予定）
（4） お客さまが（2）イまたはロに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金のうち、初回に支払義務が発生する料金の支払期日は、お客さまがイまたはロに該当する場合は（1）で定める支払期日とし、それ以外の場合は支払義務発生日といたします。また、次回以降に支払義務が発生する料金の支払期日は、その料金ごとの支払義務発生日の前日にお客さまがハに該当する場合は（1）で定める支払期日とし、それ以外の場合は支払義務発生日といたします。 イ （2）イまたはロに該当することとなった際にまだ支払われていない料金がない場合 ロ （2）イまたはロに該当することとなった際現に支払義務が発生している料金があるときは、すべての料金が支払期日までに相殺以外の方法により支払われた場合 ハ お客さまがイまたはロに該当する場合で、（2）イまたはロに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金のうち、支払期日を経過して支払われていない料金がなかったとき。 （5） （2）イまたはロに該当する理由となった事実が解消された場合等には、当社に申し出ていただきます。この場合、（2）イまたはロに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金のうち、その事実が解消された日以降に支払義務が発生する料金については、（4）にかかわらず、お客さまが（2）イまたはロに該当しなかったものとみなします。	（4） お客さまが（2）イまたはロに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金のうち、初回に支払義務が発生する料金の支払期日は、お客さまがイまたはロに該当する場合は（1）で定める支払期日とし、それ以外の場合は支払義務発生日といたします。また、次回以降に支払義務が発生する料金の支払期日は、その料金ごとの支払義務発生日の前日にお客さまがハに該当する場合は（1）で定める支払期日とし、それ以外の場合は支払義務発生日といたします。 イ （2）イまたはロに該当することとなった際にまだ支払われていない料金がない場合 ロ （2）イまたはロに該当することとなった際現に支払義務が発生している料金があるときは、すべての料金が支払期日までに相殺以外の方法により支払われた場合 ハ お客さまがイまたはロに該当する場合で、（2）イまたはロに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金のうち、支払期日を経過して支払われていない料金がなかったとき。 （5） （2）イまたはロに該当する理由となった事実が解消された場合等には、当社に申し出ていただきます。この場合、（2）イまたはロに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金のうち、その事実が解消された日以降に支払義務が発生する料金については、（4）にかかわらず、お客さまが（2）イまたはロに該当しなかったものとみなします。
27 料金その他の支払方法 （1） 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて払い込み等によりお客さまから支払っていただきます。 なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。 イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。 （2） お客さまが料金を（1）イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また、（1）ロにより支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときといたします。 （3） 当社は、（1）にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、（2）にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 （4） 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。	28 料金その他の支払方法 （1） 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて払い込み等によりお客さまから支払っていただきます。 なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。 イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。 （2） お客さまが料金を（1）イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また、（1）ロにより支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときといたします。 （3） 当社は、（1）にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、（2）にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 （4） 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
28 延滞利息 （1） お客さまが料金または契約超過金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。 （2） 延滞利息は、次により算定される金額といたします。 イ お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合	29 延滞利息 （1） お客さまが料金または契約超過金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。 （2） 延滞利息は、次により算定される金額といたします。 イ お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 9 月 1 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2023 年 4 月 1 日実施予定）
延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。 なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。 ロ お客さまが契約超過金を支払期日を経過してなお支払われない場合 延滞利息は、その算定の対象となる契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。 なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。 （3）延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金または契約超過金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。	延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。 なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。 ロ お客さまが契約超過金を支払期日を経過してなお支払われない場合 延滞利息は、その算定の対象となる契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。 なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。 （3）延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金または契約超過金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。
29 保証金 （1） 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。 イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合 ロ 新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。 （イ） 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合 （ロ） 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合 （2）予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。 （3）保証金の預かり期間は、預かり日から、契約期間満了の日以降60日目の日までといたします。 （4） 当社は、需給契約が消滅した場合または支払期日を経過してなお料金を支払われない場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、あらためて（1）によって算定した金額と充当後の残額との差額を預けていただくことがあります。 （5） 当社は、保証金について利息を付しません。 （6）当社は、保証金の預かり期間満了前であっても保証金をお返しいたします。ただし、（4）により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。	30 保証金 （1） 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。 イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合 ロ 新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。 （イ） 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合 （ロ） 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合 （2）予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。 （3）保証金の預かり期間は、預かり日から、契約期間満了の日以降60日目の日までといたします。 （4） 当社は、需給契約が消滅した場合または支払期日を経過してなお料金を支払われない場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、あらためて（1）によって算定した金額と充当後の残額との差額を預けていただくことがあります。 （5） 当社は、保証金について利息を付しません。 （6）当社は、保証金の預かり期間満了前であっても保証金をお返しいたします。ただし、（4）により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。
V 使用および供給 30 適正契約の保持 当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。 31 契約超過金 （1）お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合におい	V 使用および供給 31 適正契約の保持 当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。 32 契約超過金 （1）お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社または当該配電事業者の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受け

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 9 月 1 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2023 年 4 月 1 日実施予定）
て、契約超過電力とは、その 1 月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします（常時供給分の電圧が特別高圧のお客さまが、高圧で最終保障予備電力の供給を受ける場合には、最大需要電力および契約電力は、それぞれ常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率で修正するものとします。）。 （2）契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。	ます。この場合において、契約超過電力とは、その 1 月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします（常時供給分の電圧が特別高圧のお客さまが、高圧で最終保障予備電力の供給を受ける場合には、最大需要電力および契約電力は、それぞれ常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率で修正するものとします。）。 （2）契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。
32 力率の保持 （1） 需要場所の負荷の力率は、原則として85パーセント以上に保持していただきます。 なお、進相用コンデンサの開放、自動的に力率を調整する装置の設置等により、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。 （2）当社は、当社の系統が軽負荷のため進み力率となるおそれがある場合等技術上必要がある場合は、お客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。 なお、この場合の当該需給地点の 1 月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。	33 力率の保持 （1）需要場所の負荷の力率は、<u>託送約款等に定めるところにより</u>、原則として85パーセント以上に保持していただきます。 なお、進相用コンデンサの開放、自動的に力率を調整する装置の設置等により、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。 （2）当社<u>または当該配電事業者</u>は、当社<u>または当該配電事業者</u>の系統が軽負荷のため進み力率となるおそれがある場合等技術上必要がある場合は、お客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。 なお、この場合の当該需給地点の 1 月の力率は、必要に応じてお客さまと当社<u>または当該配電事業者</u>との協議によって定めます。
33 電気の使用にともなう技術要件等 （1）お客さまの電気工作物を当社の供給設備に電氣的に接続するにあたっては、次の事項を遵守していただきます。 イ 法令で定める技術基準、その他の法令等 ロ <u>託送供給等約款別冊</u>に定める技術要件 ハ 当社が、当社の既設設備の状況等を勘案したうえで、技術的に適当と認める方法 （2）お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。 イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合 ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合 ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合 ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合 ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合 （3）お客さまが発電設備を当社の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、（1）および（2）に準じて取り扱います。 なお、この場合の料金その他の連系条件は、別に定める発電設備系統連系サービス要綱によります。	34 電気の使用にともなう技術要件等 （1）お客さまの電気工作物を当社<u>または当該配電事業者</u>の供給設備に電氣的に接続するにあたっては、次の事項を遵守していただきます。 イ 法令で定める技術基準、その他の法令等 ロ <u>託送約款等</u>に定める<u>系統連系</u>技術要件 ハ 当社<u>または当該配電事業者</u>が、当社<u>または当該配電事業者</u>の既設設備の状況等を勘案したうえで、技術的に適当と認める方法 （2）お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社、<u>当該配電事業者</u>もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、<u>お客さまの負担で、当社または当該配電事業者が</u>供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。 イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合 ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合 ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合 ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合 ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合 （3）お客さまが発電設備<u>等</u>を当社<u>または当該配電事業者</u>の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、（1）および（2）に準じて取り扱います。 なお、この場合の料金その他の連系条件は、<u>当社または当該配電事業者が</u>別に定める発電設備系統連系サービス要綱によります。
34 需要場所への立入りによる業務の実施 当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を	35 需要場所への立入りによる業務の実施 当社<u>または当該配電事業者</u>は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合 <u>（需給契約の終了後の立入りとなる</u>

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 9 月 1 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2023 年 4 月 1 日実施予定）
実施することを承諾していただきます。	<u>場合を含みます。）</u> には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。	なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。
（１） 需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計、施工、改修または検査	（１） 需給地点に至るまでの当社 <u>または当該配電事業者</u> の供給設備または計量器等需要場所内の当社 <u>または当該配電事業者</u> の電気工作物の設計、施工、改修または検査
（２） <u>65</u> （保安等に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務	（２） <u>53</u> （保安等に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
（３） 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、負荷設備、受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認	（３） 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、負荷設備、受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
（４） 計量器の検針または計量値の確認	（４） 計量器の検針または計量値の確認
（５） <u>35</u> （供給の停止）、 <u>45</u> （需給契約の消滅）（２）または <u>47</u> （解約等）により必要な処置	（５） <u>36</u> （供給の停止）、 <u>46</u> （需給契約の消滅）（２）または <u>48</u> （解約等）により必要な処置
（６）その他この最終保障供給約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務	（６）その他この最終保障供給約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社 <u>もしくは当該配電事業者</u> の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務
<u>35</u> 供給の停止	<u>36</u> 供給の停止
（１）お客さまが 次のいずれかに 該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合 ロ お客さまの需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合 ハ <u>53</u>（引込線の接続）に反して、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合	（１）お客さまが <u>託送約款等に定める供給の停止の理由</u> に該当する場合には、当社 <u>または当該配電事業者</u> は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
（２）お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 なお、この場合には、特別の事情がある場合を除き供給停止の５日前までに予告いたします。 イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ハ この最終保障供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（ 延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この最終保障供給約款から生ずる金銭債務をいいます。 ）を支払われない場合	（２）お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社 <u>または当社の求めに応じた当該配電事業者</u> は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 なお、この場合には、特別の事情がある場合を除き供給停止の５日前までに予告いたします。 イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ハ この最終保障供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務を支払われない場合
（３）お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合 ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合 ハ 最終保障電力Bの場合または最終保障予備電力で最終保障電力Bに準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。 ニ <u>33</u> （電気の使用にともなう技術要件等）によって必要となる措置を講じられない場合 ホ <u>34</u> （需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合 ヘ お客さまが契約電力をこえて電気を使用される場合に、当社が <u>30</u> （適正契約の保持）によって契約の変更を求めても応じていただけないとき。	（３）お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社 <u>または当該配電事業者</u> は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合 ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合 ハ 最終保障電力Bの場合または最終保障予備電力で最終保障電力Bに準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。 ニ <u>34</u> （電気の使用にともなう技術要件等）によって必要となる措置を講じられない場合 ホ <u>35</u> （需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社 <u>または当該配電事業者</u> の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合 ヘ お客さまが契約電力をこえて電気を使用される場合に、当社が <u>31</u> （適正契約の保持）によって契約の変更を求めても応じていただけないとき。
（４）お客さまがその他この最終保障供給約款に反した場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。	（４）お客さまがその他この最終保障供給約款に反した場合には、当社 <u>または当社の求めに応じた当該配電事業者</u> は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 9 月 1 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2023 年 4 月 1 日実施予定）
（5）（1）から（4）によって電気の供給を停止する場合には、当社は、当社の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適当な処置を行ないます。 なお、当社は、必要に応じて、お客さまの受電電力をしゃ断する開閉器を封印させていただきます。	（5）（1）から（4）によって電気の供給を停止する場合には、当社<u>または当該配電事業者</u>は、当社<u>または当該配電事業者</u>の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適当な処置を行ないます。 なお、当社<u>または当該配電事業者</u>は、必要に応じて、お客さまの受電電力をしゃ断する開閉器を封印させていただきます。
36 供給停止の解除 <u>35</u>（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は、すみやかに電気の供給を再開いたします。	37 供給停止の解除 <u>36</u>（供給の停止）によって<u>当社または当該配電事業者が</u>電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、<u>託送約款等に定めるところにより</u>、当社<u>または当該配電事業者</u>は、すみやかに電気の供給を再開いたします。
37 供給停止期間中の料金 <u>35</u>（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を <u>24</u>（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。	38 供給停止期間中の料金 <u>36</u>（供給の停止）によって<u>当社または当該配電事業者が</u>電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を <u>25</u>（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。
38 違 約 金 （1）お客さまが<u>35</u>（供給の停止）（3）ロ<u>または</u>ハに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。 （2）（1）の免れた金額は、この最終保障供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 （3）不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内に当社が決定した期間といたします。	39 違 約 金 （1）お客さまが<u>36</u>（供給の停止）（3）ロ<u>もしくは</u>ハ<u>または託送約款等に定めるところにより違約金を申し受ける事由</u>に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。 （2）（1）の免れた金額は、この最終保障供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 （3）不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内に当社が決定した期間といたします。
39 供給の中止または使用の制限もしくは中止 （1）当社は、<u>次の場合には</u>、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。 イ 異常湧水等により電気の需給上やむをえない場合 ロ 当社の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合 ハ 当社の電気工作物の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合 ニ 非常変災の場合 ホ その他保安上必要がある場合 （2）（1）の場合には、当社は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。	40 供給の中止または使用の制限もしくは中止 当社<u>または当該配電事業者</u>は、<u>託送約款等に定めるところにより</u>、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
40 制限または中止の料金割引 （1）当社<u>は</u>、最終保障電力Aおよび最終保障電力Bに対して、<u>39</u>（供給の中止または使用の制限もしくは中止）（1）によって、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合<u>には</u>、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。 イ 高圧で電気の供給を受け契約電力が500キロワット未満の場合 （イ） 割引の対象 力率割引または割増し後の基本料金といたします。 なお、<u>23</u>（料金の算定）（1）イ、ハまたはニの場合は、料金の算定期間を「1月」として算定した場合の基本料金相当額といたします。 また、<u>23</u>（料金の算定）（1）ロの場合は、制限または中止した日における契約種別、契約	41 制限または中止の料金割引 （1）当社<u>または当該配電事業者が</u>、最終保障電力Aおよび最終保障電力Bに対して、<u>40</u>（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合、<u>当社は</u>、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。 イ 高圧で電気の供給を受け契約電力が500キロワット未満の場合 （イ） 割引の対象 力率割引または割増し後の基本料金といたします。 なお、<u>24</u>（料金の算定）（1）イ、ハまたはニの場合は、料金の算定期間を「1月」として算定した場合の基本料金相当額といたします。 また、<u>24</u>（料金の算定）（1）ロの場合は、制限または中止した日における契約種別、契約

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 9 月 1 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2023 年 4 月 1 日実施予定）
電力，供給電圧等によって算定した場合の基本料金相当額といたします。 （ロ） 割 引 率 1 月中の制限し，または中止した延べ日数 1 日ごとに 4 パーセントといたします。 （ハ） 制限または中止延べ日数の計算 延べ日数は，1 日のうち延べ 1 時間以上制限し，または中止した日を 1 日として計算いたします。 ロ 高圧で電気の供給を受け契約電力が500キロワット以上の場合または特別高圧で電気の供給を受ける場合 （イ） 割引の対象 力率割引または割増し後の基本料金といたします。 なお，23（料金の算定）（1）イ，ハまたはニの場合は，料金の算定期間を「1 月」として算定した場合の基本料金相当額といたします。 また，23（料金の算定）（1）ロの場合は，制限または中止した日における契約種別，契約電力，供給電圧等によって算定した場合の基本料金相当額といたします。 （ロ） 割 引 率 1 月中の制限し，または中止した延べ時間数 1 時間ごとに 0.2 パーセントといたします。 （ハ） 制限または中止延べ時間数の計算 延べ時間数は，1 回 10 分以上の制限または中止の延べ時間とし，1 時間未満の端数を生じた場合は，30 分以上は切り上げ，30 分未満は切り捨てます。 なお，制限時間については，次の算式によって修正したうえで合計いたします。 （算 式） a 需要電力を制限した場合 $H' = H \times \frac{D - d}{D}$ H' = 修正時間（10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。） H = 制限時間 D = 契約電力 d = 制限時間中の需要電力の最大値 b 使用電力量を制限した場合 $H' = H \times \frac{A - B}{A}$ H' = 修正時間 H = 制限時間 A = 制限指定時間中の基準となる電力量（お客さまの平常操業時の使用電力量の実績等にもとづき算定される推定使用電力量といたします。） B = 制限時間中の使用電力量 c 需要電力および使用電力量を同時に制限した時間については，a による修正時間または b による修正時間のいずれか大きいものによります。 d a の d，b の A および b の B は，お客さまの受電記録等を参考として，お客さまと当社	電力，供給電圧等によって算定した場合の基本料金相当額といたします。 （ロ） 割 引 率 1 月中の制限し，または中止した延べ日数 1 日ごとに 4 パーセントといたします。 （ハ） 制限または中止延べ日数の計算 延べ日数は，1 日のうち延べ 1 時間以上制限し，または中止した日を 1 日として計算いたします。 ロ 高圧で電気の供給を受け契約電力が500キロワット以上の場合または特別高圧で電気の供給を受ける場合 （イ） 割引の対象 力率割引または割増し後の基本料金といたします。 なお，24（料金の算定）（1）イ，ハまたはニの場合は，料金の算定期間を「1 月」として算定した場合の基本料金相当額といたします。 また，24（料金の算定）（1）ロの場合は，制限または中止した日における契約種別，契約電力，供給電圧等によって算定した場合の基本料金相当額といたします。 （ロ） 割 引 率 1 月中の制限し，または中止した延べ時間数 1 時間ごとに 0.2 パーセントといたします。 （ハ） 制限または中止延べ時間数の計算 延べ時間数は，1 回 10 分以上の制限または中止の延べ時間とし，1 時間未満の端数を生じた場合は，30 分以上は切り上げ，30 分未満は切り捨てます。 なお，制限時間については，次の算式によって修正したうえで合計いたします。 （算 式） a 需要電力を制限した場合 $H' = H \times \frac{D - d}{D}$ H' = 修正時間（10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。） H = 制限時間 D = 契約電力 d = 制限時間中の需要電力の最大値 b 使用電力量を制限した場合 $H' = H \times \frac{A - B}{A}$ H' = 修正時間 H = 制限時間 A = 制限指定時間中の基準となる電力量（お客さまの平常操業時の使用電力量の実績等にもとづき算定される推定使用電力量といたします。） B = 制限時間中の使用電力量 c 需要電力および使用電力量を同時に制限した時間については，a による修正時間または b による修正時間のいずれか大きいものによります。 d a の d，b の A および b の B は，お客さまの受電記録等を参考として，お客さまと当社

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 9 月 1 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2023 年 4 月 1 日実施予定）
との協議によって定めます。 （2）（1）による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに 3 日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1 月につき 1 日を限って計算に入れません。この場合の 1 月につき 1 日とは、料金算定期間の 1 暦日における 1 回の工事による制限または中止の時間といたします。 （3）最終保障予備電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても（1）および（2）に準じて割引を行ない料金を算定いたします。	との協議によって定めます。 （2）（1）による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社 <u>または当該配電事業者</u> がお客さまに 3 日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1 月につき 1 日を限って計算に入れません。この場合の 1 月につき 1 日とは、料金算定期間の 1 暦日における 1 回の工事による制限または中止の時間といたします。 （3）最終保障予備電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても（1）および（2）に準じて割引を行ない料金を算定いたします。
41 損害賠償の免責 （1）10（供給の開始）（2）によって需給開始日を変更した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 （2） 39 （供給の中止または使用の制限もしくは中止） （1） によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 （3） 35 （供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 45 （需給契約の消滅）もしくは 47 （解約等）によって需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 （4）その他当社の責めとならない理由により事故が生じた場合は、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。	42 損害賠償の免責 （1）10（供給の開始）（2）によって需給開始日を変更した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 （2） 40 （供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 （3） 36 （供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 46 （需給契約の消滅）もしくは 48 （解約等）によって需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 （4）その他当社の責めとならない理由により事故が生じた場合は、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
42 設備の賠償 お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。 （1） 修理可能の場合 修理費 （2） 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額	43 設備の賠償 （1） お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。 （1） 修理可能の場合 修理費 （2） 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額 <u>（2）お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。</u>
Ⅵ 契約の変更および終了	Ⅵ 契約の変更および終了
43 需給契約の変更 お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。	44 需給契約の変更 お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。
44 名義の変更 営業譲渡、合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合で、当社が承諾したときには、当社は名義変更の手続きをいたします。この場合には、その旨を当社に文書により申し出ていただきます。	45 名義の変更 営業譲渡、合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合で、当社が承諾したときには、当社は名義変更の手続きをいたします。この場合には、その旨を当社に文書により申し出ていただきます。
45 需給契約の消滅 （1）お客さまが、契約期間満了前に電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。 （2）当社は、原則として、契約期間満了の日の翌日（（1）の場合は、お客さまから通知された廃止	46 需給契約の消滅 （1）お客さまが、契約期間満了前に電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。 （2）当社 <u>または当該配電事業者</u> は、原則として、契約期間満了の日の翌日（（1）の場合は、お客さ

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 9 月 1 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2023 年 4 月 1 日実施予定）
期日といたします。）に、当社の供給設備またはお客さまの電気設備において、需給を終了させるための適当な処置を行ないます。 なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力していただきます。 （3）需給契約は、47（解約等）および次の場合を除き、契約期間満了の日（（1）の場合は、お客さまが当社に通知された廃止期日といたします。）をもって消滅いたします。 イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。 ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。	まから通知された廃止期日といたします。）に、当社もしくは当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、需給を終了させるための適当な処置を行ないます。 なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力していただきます。 （3）需給契約は、48（解約等）および次の場合を除き、契約期間満了の日（（1）の場合は、お客さまが当社に通知された廃止期日といたします。）をもって消滅いたします。 イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。 ロ 当社または当該配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。
46 需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう工事費の精算 （1）お客さまが新たに電気の供給を受けまたは契約電力を増加された後 1 年に満たないで、需給契約を廃止しまたは契約電力を減少される場合には、当社は、非常変災等やむをえない理由による場合を除き、次により工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、供給設備の利用期間が 1 年以上となる部分については、精算の対象といたしません。 イ お客さまのために施設された供給設備の利用期間が 1 年未満となる場合には、既に臨時工事費を申し受けている場合を除き、61（臨時工事費）により算定した場合の臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。 ロ お客さまのために施設された供給設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）について、イの場合を除き、減少契約電力に見合う部分について、61（臨時工事費）により算定した場合の臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額（特別高圧で電気の供給を受ける場合で、供給設備の変更を行なわないときは、57〔一般供給設備の工事費負担金〕（2）イ（ロ）を減少契約電力に適用しないものとして算定した場合の工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額といたします。）を申し受けます。 なお、減少にともない供給電圧を変更する場合で、お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設した供給設備を撤去するときには、既に臨時工事費を申し受けている場合を除き、61（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額とお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額との合計と、新たに設定し、または増加されたことにともない既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。	47 需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう工事費の精算 （1）お客さまが新たに電気の供給を受けまたは契約電力を増加された後 1 年に満たないで、需給契約を廃止しまたは契約電力を減少される場合には、当社は、非常変災等やむをえない理由による場合を除き、次により工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、供給設備の利用期間が 1 年以上となる部分については、精算の対象といたしません。 イ お客さまのために施設された供給設備の利用期間が 1 年未満となる場合には、既に臨時工事費を申し受けている場合を除き、次の金額を申し受けます。 （イ）当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額 （ロ）当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額 ロ お客さまのために施設された供給設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）について、イの場合を除き、減少契約電力に見合う部分について、次の金額を申し受けます。 （イ）当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額 （ロ）当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額 △ お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、契約電力の減少による供給電圧の変更にもない撤去する場合は、ロにかかわらず、既に臨時工事費を申し受けている場合を除き、次の金額を申し受けます。 （イ）当社の託送約款等に定めるところにより算定した臨時工事費およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と、既に申し受けた工事費負担金との差額 （ロ）当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 9 月 1 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2023 年 4 月 1 日実施予定）
（2） お客さまが新たに電気の供給を受けまたは契約電力を増加された後 1 年に満たないで需給契約を廃止される場合で、お客さまが当該需要場所において廃止後も引き続き他契約により電気の供給を受けるときは、電気需給契約消滅後の工事費の精算に関する覚書を締結していただきます。	<u>に係る請求を受けた場合はその金額</u> （2） お客さまが新たに電気の供給を受けまたは契約電力を増加された後 1 年に満たないで需給契約を廃止される場合で、お客さまが当該需要場所において廃止後も引き続き他契約により電気の供給を受けるときは、電気需給契約消滅後の工事費の精算に関する覚書を締結していただきます。
47 解 約 等 （1） <u>35</u>（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。 なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。 （2）お客さまが、<u>35</u>（供給の停止）に該当する場合で、供給の停止となった事実が解消されないことがあらかじめ明らかなきときには、当社は、（1）にかかわらず供給の停止と同時に、需給契約を解約することがあります。 （3）お客さまが、<u>45</u>（需給契約の消滅）（1）による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。	48 解 約 等 （1） <u>36</u>（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社<u>または当該配電事業者</u>の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。 なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。 （2）お客さまが、<u>36</u>（供給の停止）に該当する場合で、供給の停止となった事実が解消されないことがあらかじめ明らかなきときには、当社は、（1）にかかわらず供給の停止と同時に、需給契約を解約することがあります。 （3）お客さまが、<u>46</u>（需給契約の消滅）（1）による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社<u>または当該配電事業者</u>が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。
48 需給契約消滅後の債権債務関係 需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。	49 需給契約消滅後の債権債務関係 需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。
Ⅶ 供給方法および工事 49 需給地点および施設 （1） 電気の需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）は、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。 （2）需給地点は、需要場所内の地点とし、当社の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、山間地、離島等の特殊な需要場所に対して電気を供給する場合、51（地中引込線）（4）により地中引込線によって電気を供給する場合、1 建物内の 2 以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき、その他特別の事情がある場合は、お客さまと当社との協議により、需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。 （3） 需給地点に至るまでの供給設備は、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。	Ⅶ 供給方法、<u>工事</u>および<u>工事費の負担</u> 50 供給方法、<u>工事</u>および施設 （1）電気の需給地点は、当社<u>または当該配電事業者</u>の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。 （2） <u>その他の供給方法および工事は、託送約款等に定めるところによります。</u> <u>（3）当社の託送約款等に定めるところにより、契約者の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。</u> <u>（4） お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合、（3）にかかわらず、当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。</u>
50 架空引込線 （1）当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、お客さまの建造物または補助支持物の引込線取付点までは、当社が施設いたします。 （2） 引込線取付点は、当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点をお客さまと当社との協議によって定めます。 （3） 引込線を取り付けるためお客さまの需要場所内に設置する補助支持物は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社が補助支持物を無償で使用できるものといたします。	<u>（削 除）</u>
51 地中引込線 （1） 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なう場合には、次のイ	<u>（削 除）</u>

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 9 月 1 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2023 年 4 月 1 日実施予定）
またはロの最も電源側に近い接続点までを当社が施設いたします。 イ お客様さまが需要場所内に施設する開閉器，断路器または接続装置の接続点 ロ 当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点 なお，当社が接続装置を施設する場合は，その施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。 （2）（1）により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は，当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり，原則として，地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず，かつ，安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし，お客さまと当社との協議によって定めます。 —— なお，これ以外の場合には，需要場所内の地中引込線は，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。 イ お客様さまの構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所 ロ 建物の3階以下にある場所 ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法，材料等を必要としない場所 （3）地中引込線の施設上必要な付帯設備は，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。この場合には，当社が付帯設備を無償で利用できるものといえます。 —— なお，付帯設備とは次のものをいいます。 イ お客様さまの土地または建物の壁面等に地中引込線をおさめるために施設される管路，暗きよ等 ロ お客様さまの土地または建物に施設されるマンホール等 ハ その他，お客さまの建物の改修を必要とする設備およびお客さまの工事と同時またはそれ以前に施設しなければならない設備 （4）接続を架空引込線によって行なうことができる場合で，お客さまの希望によりとくに地中引込線によって行なうときには，地中引込線は，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。ただし，当社が，保安上または保守上適当と認めた場合は，（1）に準じて接続を行ないます。この場合，当社は，58（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。	
52 接続引込線等 ——当社は，建物の密集場所等特別の事情がある場所では，接続引込線（1 需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線（2 以上の需給契約に対して1 引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給することがあります。この場合，当社は，分岐装置をお客さまの土地または建物に施設することがあります。 —— なお，お客さまの電気設備との接続点までは，当社が施設いたします。	<u>（削 除）</u>
53 引込線の接続 ——当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続は，当社が行ないます。 —— なお，お客さまの希望によって当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との切離し再接続工事（引込線の位置変更がともなう場合を含みます。）を行なう場合には，当社は，実費を申し受けます。ただし，当社の高圧架空引込線とお客さまの電気設備との切離し再接続工事等の軽易なものについては，実費を申し受けません。	<u>（削 除）</u>

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 9 月 1 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2023 年 4 月 1 日実施予定）
54 計量器等の取付け （1） 料金の算定上必要な計量器（電力量計，30分最大需要電力計，無効電力量計等をいいます。），その付属装置（計量器箱，変成器，変成器箱，変成器の2次配線，通信装置，通信回線等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）は，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。 —— なお，計量器，その付属装置および区分装置については，契約電力等に応じて当社が選定するものいたします。 （2） 変成器の2次配線等でとくに多額の費用を要するものについては，お客さまの所有とし，お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。この場合には，当社が変成器の2次配線等は無償で利用できるものいたします。 （3） 計量器，その付属装置および区分装置の取付位置は，適正な計量ができ，かつ，検針，検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし，お客さまと当社との協議によって定めます。 （4） 計量器，その付属装置および区分装置の取付場所は，お客さまから無償で提供していただきます。 （5） お客さまの希望によって計量器，その付属装置および区分装置の取付位置を変更する場合には，当社は，実費を申し受けます。	（削 除）
55 専用供給設備 （1） 当社は，次の場合には，58（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けてお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。 イ お客さまがとくに希望され，かつ，他のお客さまへの供給に支障がないと認められる場合 ロ 33（電気の使用にともなう技術要件等）（2）または（3）の場合 ハ お客さまの施設の保安上の理由，または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他の需要が見込まれない等の事情により，特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合 （2） （1）の専用設備は，需給地点から需給地点に最も近い変電所までの電線路（その変電所の供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。）に限ります。ただし，特別の事情がある場合は，供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。 （3） 当社は，供給設備を2以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし，（1）イの場合は，次に該当する場合で，いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。 イ 2以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で，いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望されるとき。 ロ お客さまが既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合	（削 除）
Ⅷ 工事費の負担 56 工事費の負担方法 （1） お客さまのために新たに供給設備を施設する場合（特別高圧で電気の供給を受ける場合で，使用開始後3年以内の配電設備を利用するときを含みます。）またはお客さまの希望によって供給設備を変更する場合は，（2）の場合を除き，57（一般供給設備の工事費負担金），58（特別供給設備の工事費負担金）または59（供給設備を変更する場合の工事費負担金）によって工事費負担	（削 除）

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 9 月 1 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2023 年 4 月 1 日実施予定）									
金を申し受けます。 (2) お客さまのために供給設備を利用期間が 1 年未満として施設する場合は、61（臨時工事費）によって臨時工事費を申し受けます。 (3) VIII（工事費の負担）の各項において、配電設備とは、発電所、変電所または送電線路（発電所相互間、変電所相互間または発電所と変電所との間を連絡する電線路をいいます。）から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいいます。 (4) VIII（工事費の負担）の各項において、契約電力を増加される場合とは、負荷設備の総容量の増加にともない低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合を含みます。										
57 一般供給設備の工事費負担金 (1) 高圧で電気の供給を受ける場合 イ お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けます。 <table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>金 額</th></tr><tr><td>架空配電設備の場合</td><td>超過こう長1メートルにつき</td><td>3,410 円 00 銭</td></tr><tr><td>地中配電設備の場合</td><td>超過こう長1メートルにつき</td><td>27,500 円 00 銭</td></tr></table> なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。 ロ 2 以上のお客さまが配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。 (イ) 2 以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は、その代表のお客さまによる 1 申込みとみなして算定いたします。この場合、無償こう長は、イの無償こう長にお客さまの数を乗じてえた値といたします。 (ロ) 2 以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、お客さまごとに算定いたします。この場合、それぞれのお客さまの配電設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用するお客さまの数で除してえた値にそのお客さまが単独で使用する部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。 ハ 架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合のイの超過こう長は、次により算定いたします。 (イ) 地中配電設備の超過こう長は、地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といたします。 (ロ) 架空配電設備の超過こう長は、架空配電設備の工事こう長といたします。ただし、地中配	区 分	単 位	金 額	架空配電設備の場合	超過こう長1メートルにつき	3,410 円 00 銭	地中配電設備の場合	超過こう長1メートルにつき	27,500 円 00 銭	(削 除)
区 分	単 位	金 額								
架空配電設備の場合	超過こう長1メートルにつき	3,410 円 00 銭								
地中配電設備の場合	超過こう長1メートルにつき	27,500 円 00 銭								

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 9 月 1 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2023 年 4 月 1 日実施予定）												
電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。 架空配電設備 の超過こう長 = 架空配電設備 の工事こう長 = 地中配電設備 の無償こう長 = 地中配電設備 の工事こう長 × 架空配電設備 の無償こう長 ÷ 地中配電設備 の無償こう長 （2）特別高压で電気の供給を受ける場合 イお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）について(イ)により算定される工事費が(ロ)の当社負担額をこえるときには、当社は、その超過額を工事費負担金として申し受けます。 （イ）工事費 a 架空配電設備の場合 新 増 加 契 約 電 力 1 キ ロ ワ ッ ト に つ き <table><tr><td>標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>363円00銭</td></tr><tr><td>標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>465円00銭</td></tr><tr><td>標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>88円00銭</td></tr></table> b 地中配電設備の場合 新 増 加 契 約 電 力 1 キ ロ ワ ッ ト に つ き <table><tr><td>標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>638円00銭</td></tr><tr><td>標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>451円00銭</td></tr><tr><td>標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>242円00銭</td></tr></table> なお、張替えを行なう場合には、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。 c スポットネットワーク方式のお客さまに電気を供給するために、当社が新たに地中配電設備を施設する場合の工事費は、bにかかわらず、次の算式により算定いたします。 工事費相当額×工事こう長× 1 ÷ 100 × 新 増 加 契 約 電 力 ÷ 利用回線数 = 1	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	363円00銭	標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	465円00銭	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	88円00銭	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	638円00銭	標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	451円00銭	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	242円00銭	
標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	363円00銭												
標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	465円00銭												
標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	88円00銭												
標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	638円00銭												
標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	451円00銭												
標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	242円00銭												

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 9 月 1 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2023 年 4 月 1 日実施予定）		
——この場合、工事費相当額は、次のとおりといたします。 （イ）$\frac{\text{b の工事費単価}}{\text{（100 パーセント} + 20 \text{ パーセント} \times \text{（利用回線数} - 1 \text{）}}$ ——なお、スポットネットワーク方式とは、当社が技術的、経済的に必要と認めた場合に、原則として3回線の当社の電線路から、お客さまがそれぞれの回線ごとに施設した変圧器の2次側母線で常時並行受電される方式をいいます。 （ロ）当社負担額 <table><tr><td>——新増加契約電力1キロワットにつき</td><td>5,500円00銭</td></tr></table> ロ お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、使用開始後3年以内の配電設備を利用して電気の供給を受けるときは、新たに利用する部分を新たに施設される配電設備とみなします。 （3）工事費負担金の対象となる範囲は、需給地点から需給地点に最も近い供給変電所の引出口に設置する断路器またはこれに相当する機器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。ただし、特別高圧で電気の供給を受ける場合で、送電線路から配電設備を分岐するときには、需給地点から需給地点に最も近い送電線路の接続点に至るまでの配電設備といたします。 （4）工事こう長の単位は、1メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。	——新増加契約電力1キロワットにつき	5,500円00銭	
——新増加契約電力1キロワットにつき	5,500円00銭		
58 特別供給設備の工事費負担金 （1）お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として申し受けます。 イ お客さまの希望によつて託送供給等約款別冊に定める標準設計（以下「標準設計」といいます。）をこえる設計で供給設備を施設する場合は、標準設計で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）をこえる金額 ——なお、標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。 （イ）お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる電線、支持物等を施設する場合 （ロ）標準設計による配電設備以外の配電設備から電気の供給を受ける場合 （ハ）その他お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合 ——また、この場合も、57（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。 ロ 架空配電設備で電気を供給できるにもかかわらず、お客さまの希望によつて地中配電設備を施設する場合は、（イ）または（ロ）の金額 （イ）標準設計工事費をこえる金額 ——なお、この場合も、57（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。 （ロ）需給地点が行政庁から認可、認定等を受けている市街地開発事業等（都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。）に係る区域の場合は、（イ）にかかわらず、その工事費の全額からケーブル、変圧器、開閉器等の工事費を差し引いた金額 ハ 55（専用供給設備）によつて専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額	<u>（削 除）</u>		

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 9 月 1 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2023 年 4 月 1 日実施予定）
—— なお、この場合の工事費負担金の対象となる範囲は、55（専用供給設備）（2）によるものといたします。 （2）—— お客さまが18（最終保障予備電力）によって新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これにともない新たに予備供給設備を施設するときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。 —— なお、この場合の工事費負担金の対象となる範囲は、57（一般供給設備の工事費負担金）（3）に準ずるものいたします。ただし、予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は、55（専用供給設備）（2）によるものいたします。	
59 供給設備を変更する場合の工事費負担金 （1）—— 新たな電気の使用または契約電力の増加にともなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合は、53（引込線の接続）または54（計量器等の取付け）によって実費を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。 （2）—— 33（電気の使用にともなう技術要件等）（2）または（3）によって供給設備を変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。	<u>（削 除）</u>
60 特別供給設備等の工事費の算定 —— 58（特別供給設備の工事費負担金）および59（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は、次により算定いたします。 （1）—— 工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き標準設計工事費とし、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛り（測量監督費、諸経費、補償費〔残地補償費は、明確に区分されているものに限ります。〕、建設分担関連費〔電気事業会計規則で定める固定資産に振り替えられるものに限ります。〕およびその他の費用をいいます。）の合計額（撤去工事がある場合は、その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費〔諸掛りを含みます。〕を加えた金額といたします。）といたします。ただし、お客さまの希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は、61（臨時工事費）に準じて算定いたします。 —— なお、次のものについては、工事費に計上いたしません。 イ—— 土地費（電気事業会計規則で定める固定資産土地として計上される金額をいいます。） ロ—— 架空電線路の経過地に地役権を設定する場合は、その対価の50パーセントに相当する金額および登録免許税、印紙税、登記手数料等地役権の登記に要する費用 ハ—— 架空電線路の経過地に建造物の建築、竹木の植栽等電線路に支障を及ぼす行為を行なわないことを条件とする補償契約を締結する場合は、その線下補償費の50パーセントに相当する金額 （2）—— お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、（1）に準じて算定いたします。 （3）—— 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して電気を供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。 —— イ—— 鉄塔を利用して電気を供給する場合 工事費 × 使用回線数 施設回線数 —— ロ—— 管路等を利用して電気を供給する場合	<u>（削 除）</u>

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 9 月 1 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2023 年 4 月 1 日実施予定）
（2） 高压で供給する場合、新たに施設する供給設備のうち、当社が将来の需要等を考慮して常置し、かつ、無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。 62 工事費負担金等の申受けおよび精算 （1） 当社は、工事費負担金または臨時工事費を供給準備着手前に申し受けます。ただし、お客さまに特別の事情がある場合は、工事費負担金または臨時工事費を供給準備着手後に申し受けることがあります。この場合、需給開始日までに申し受けます。 （2） 工事費負担金または臨時工事費に関する必要な事項について、お客さまと当社との間で、供給準備着手前に契約書を作成いたします。 （3） 当社は、工事費負担金または臨時工事費に差異が生じた場合は、工事完成後すみやかに精算するものいたします。ただし、57（一般供給設備の工事費負担金）（1）イまたは（2）イ（イ）にもとづき工事費を算定した場合で、架空配電設備および地中配電設備のそれぞれの工事こう長の変更の差異がいずれも5パーセント以内となるとときには、特別の事情がない限り精算いたしません。 （4） 当社は、55（専用供給設備）によって施設された専用供給設備をお客さまの承諾をえて、そのお客さまの専用設備ではない供給設備に変更することがあります。 なお、その変更が専用供給設備の使用開始後10年以内に行なわれる場合は、施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備を施設したものとして算定した場合の工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。 63 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け 当社が電気の供給に必要な設備（計量器等を含みます。）の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合で、その供給設備を利用して電気を使用されないときは、当社は、要した費用の実費を申し受けます。 なお、実際に設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督、資材調達等に費用を要したときは、その実費を申し受けます。	51 工事費負担金等の申受けおよび精算 （1）当社は、<u>当社の託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、臨時工事費、実費または実費相当額（以下「工事費負担金等」といいます。）を算定し、</u>供給準備着手前に申し受けます。ただし、お客さまに特別の事情がある場合は、<u>工事費負担金等を</u>供給準備着手後に申し受けることがあります。この場合、<u>原則として、</u>需給開始日までに申し受けます。 （2）<u>当社は、お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金等</u>に関する必要な事項について、お客さまと当社との間で、供給準備着手前に契約書を作成いたします。 （3）<u>当社の託送約款等に定めるところにより、工事費負担金等の精算を行なう場合は、</u>工事完成後すみやかに精算するものいたします。 <u>（4）</u>お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、<u>当社の託送約款等に定めるところにより、</u>要した費用の実費を<u>お客さまから</u>申し受けます。 <u>（5）</u> <u>お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工事費負担金等の申受けおよび精算は、（1）、（3）および（4）にかかわらず、次のとおりといたします。</u> <u>イ 当社が当該配電事業者から、当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給に伴う工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は、当社は、その金額を原則として供給準備着手前にお客さまから申し受けます。</u> <u>ロ 当社が当該配電事業者から、当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、工事完成后、工事費負担金等の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等をすみやかに精算するもの</u>といたします。 <u>ハ お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消しまたは変更される場合で、当社が当該配電事業者から、当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。</u>

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 9 月 1 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2023 年 4 月 1 日実施予定）
IX 保 安 64 保安の責任 当社は、需給地点に至るまでの供給設備（当社が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。	VIII 保 安 52 保安の責任 <u>託送約款等に定めるところにより</u>，当社または当該配電事業者は、需給地点に至るまでの供給設備（当社または当該配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。
65 保安等に対するお客さまの協力 （1） 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適当な処置をいたします。 イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合 （2）お客さまが当社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当社が保安上必要と認めるときは、その期間について、当社は、（1）に準じて、適当な処置をいたします。 （3） お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。 （4） 当社は、必要に応じて需給開始に先だち、受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行ないます。	53 保安等に対するお客さまの協力 （1） <u>託送約款等に定めるところにより</u>，次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社または当該配電事業者に通知していただきます。この場合には、当社または当該配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。 イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社または当該配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合 （2）お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当社または当該配電事業者が保安上必要と認めるときは、その期間について、当社または当該配電事業者は、（1）に準じて、適当な処置をいたします。 （3）お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社または当該配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。 （4）当社または当該配電事業者は、必要に応じて需給開始に先だち、受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行ないます。
附 則	附 則
1 この最終保障供給約款の実施期日 この最終保障供給約款は、<u>2022年9月1日</u>から実施いたします。	1 この最終保障供給約款の実施期日 この最終保障供給約款は、<u>2023年4月1日</u>から実施いたします。
4 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い 使用電力量または最大需要電力は、22（<u>使用電力量等の計量</u>）（6）の規定にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、使用電力量または最大需要電力は、計量された使用電力量または最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率によって修正したものといたします。	4 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い 使用電力量または最大需要電力は、<u>22（計量）</u>の規定にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、使用電力量または最大需要電力は、計量された使用電力量または最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率によって修正したものといたします。
5 損失率または託送料金率の変更にもなう切替措置 別表<u>1</u>（市場価格調整）（1）ロに定める損失率またはハに定める託送料金率が、各市場価格調整単価適用期間中に変更された場合は、各市場価格調整単価適用期間の始期に適用されている値または料金率といたします。	5 損失率または託送料金率の変更にもなう切替措置 別表<u>3</u>（市場価格調整）（1）ロに定める損失率またはハに定める託送料金率が、各市場価格調整単価適用期間中に変更された場合は、各市場価格調整単価適用期間の始期に適用されている値または料金率といたします。

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 9 月 1 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2023 年 4 月 1 日実施予定）
6 この最終保障供給約款の実施にともなう切替措置 2022年9月1日に支払義務が発生する料金および20（検針日）（2）において、当社がお客さまにあらかじめ検針日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日および休日等を考慮して定めます。）をお知らせする場合で、2022年9月2日から2022年9月30日までの間に支払義務が発生する料金（当該検針日の翌日以降に需給契約が消滅した場合を除きます。）の算定における市場価格調整単価は、別表1（市場価格調整）（1）ホにかかわらず、零といたします。	6 この最終保障供給約款の実施にともなう切替措置 <u>（1）2023年4月1日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、24（料金の算定）および25（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。</u> <u>（2）（1）によって日割計算を行なう場合、2023年4月1日の前後の電力量料金に適用する市場価格調整単価の算定に用いる別表3（市場価格調整）（1）ロに定める損失率およびハに定める託送料金率は、附則5（損失率または託送料金率の変更にとともなう切替措置）にかかわらず、次のとおりといたします。</u> <u>イ 2023年3月の検針日から2023年3月31日まで</u> <u>市場価格調整単価適用期間の始期に適用されている値および料金率といたします。</u> <u>ロ 2023年4月1日から2023年4月の検針日の前日まで</u> <u>2023年4月1日に適用している当社の託送約款等に定める値および料金率といたします。</u>
別 表	別 表
3 再生可能エネルギー発電促進賦課金 （1） 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。 （2） 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 イ （1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロおよびハの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 ロ 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、ハの場合を除き、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。 ハ 検針日が毎月初日のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）については、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう4月の検針日は、5月1日といたします。 （3） 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。 なお、最終保障予備電力の場合、その1月の使用電力量につき、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。ただし、常時供給分の電圧が特別高圧のお客さまが、高圧で最終保障予備電力の供給を受けるときには、使用電力量は、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率（この場合の損失率は、3パーセントといたします。）で修正したものといたします。	<u>1 再生可能エネルギー発電促進賦課金</u> （1） 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。 （2） 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 イ （1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロおよびハの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 ロ 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、ハの場合を除き、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。 ハ <u>契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、</u>検針日が毎月初日のお客さまについては、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう4月の検針日は、5月1日といたします。 （3） 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。 なお、最終保障予備電力の場合、その1月の使用電力量につき、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。ただし、常時供給分の電圧が特別高圧のお客さまが、高圧で最終保障予備電力の供給を受けるときには、使用電力量は、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率（この場合の損失率は、3パーセントといたします。）で修正したものといたします。

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 9 月 1 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2023 年 4 月 1 日実施予定）
また、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。 ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。 (イ) (ロ)および(ハ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。 (ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。 (ハ) 検針日が毎月初日のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）については、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう 4 月の検針日は、5 月 1 日といたします。	また、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。 ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。 (イ) (ロ)および(ハ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。 (ロ) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、(ハ)の場合を除き、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。 (ハ) <u>契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）</u>で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう 4 月の検針日は、5 月 1 日といたします。
2 燃料費調整 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格＝$A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.0275$ $\beta = 0.4792$ $\gamma = 0.4275$ なお、各平均燃料価格算定期間における1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。	2 燃料費調整 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格＝$A \times \alpha + B \times \beta$ <u>A＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格</u> <u>B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格</u> $\alpha = 0.4381$ $\beta = 0.5545$ なお、各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 ロ <u>燃料費調整単価算定用平均市場価格</u> <u>1 キロワット時あたりの燃料費調整単価算定用平均市場価格は、各平均燃料価格算定期間における 6 時から18時までの約定単価の合計を、各平均燃料価格算定期間における 6 時から18時までの商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）の数により除した額といた</u>

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 9 月 1 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2023 年 4 月 1 日実施予定）																																				
✚ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 （イ）1 キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を下回る場合 燃 料 費 調整単価 $= (45,900\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ （ロ）1 キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回る場合 燃 料 費 調整単価 $= (\text{平均燃料価格} - 45,900\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ ✚ 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 （イ） 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，（ロ）および（ハ）の場合を除き，次のとおりといたします。 <table><tr><th>平均燃料価格算定期間</th><th>燃料費調整単価適用期間</th></tr><tr><td>毎年 1 月 1 日から 3 月31日までの期間</td><td>その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 2 月 1 日から 4 月30日までの期間</td><td>その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 3 月 1 日から 5 月31日までの期間</td><td>その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 4 月 1 日から 6 月30日までの期間</td><td>その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 5 月 1 日から 7 月31日までの期間</td><td>その年の 9 月の検針日から10月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 6 月 1 日から 8 月31日までの期間</td><td>その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 7 月 1 日から 9 月30日までの期間</td><td>その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 8 月 1 日から10月31日までの期間</td><td>その年の12月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間</td></tr></table>	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	毎年 1 月 1 日から 3 月31日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間	毎年 2 月 1 日から 4 月30日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間	毎年 3 月 1 日から 5 月31日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間	毎年 4 月 1 日から 6 月30日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間	毎年 5 月 1 日から 7 月31日までの期間	その年の 9 月の検針日から10月の検針日の前日までの期間	毎年 6 月 1 日から 8 月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間	毎年 7 月 1 日から 9 月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間	毎年 8 月 1 日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間	<u>します。</u> <u>なお，燃料費調整単価算定用平均市場価格の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</u> △ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 燃 料 費 調整単価 $= (\text{平均燃料価格} - 42,000\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000} + \text{(3)の卸市場単価}$ 三 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格<u>および燃料費調整単価算定用平均市場価格</u>によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 （イ） 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，（ロ）および（ハ）の場合を除き，次のとおりといたします。 <table><tr><th>平均燃料価格算定期間</th><th>燃料費調整単価適用期間</th></tr><tr><td>毎年 1 月 1 日から 3 月31日までの期間</td><td>その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 2 月 1 日から 4 月30日までの期間</td><td>その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 3 月 1 日から 5 月31日までの期間</td><td>その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 4 月 1 日から 6 月30日までの期間</td><td>その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 5 月 1 日から 7 月31日までの期間</td><td>その年の 9 月の検針日から10月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 6 月 1 日から 8 月31日までの期間</td><td>その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 7 月 1 日から 9 月30日までの期間</td><td>その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 8 月 1 日から10月31日までの期間</td><td>その年の12月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間</td></tr></table>	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	毎年 1 月 1 日から 3 月31日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間	毎年 2 月 1 日から 4 月30日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間	毎年 3 月 1 日から 5 月31日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間	毎年 4 月 1 日から 6 月30日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間	毎年 5 月 1 日から 7 月31日までの期間	その年の 9 月の検針日から10月の検針日の前日までの期間	毎年 6 月 1 日から 8 月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間	毎年 7 月 1 日から 9 月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間	毎年 8 月 1 日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間																																				
毎年 1 月 1 日から 3 月31日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間																																				
毎年 2 月 1 日から 4 月30日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間																																				
毎年 3 月 1 日から 5 月31日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間																																				
毎年 4 月 1 日から 6 月30日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間																																				
毎年 5 月 1 日から 7 月31日までの期間	その年の 9 月の検針日から10月の検針日の前日までの期間																																				
毎年 6 月 1 日から 8 月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間																																				
毎年 7 月 1 日から 9 月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間																																				
毎年 8 月 1 日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間																																				
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間																																				
毎年 1 月 1 日から 3 月31日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間																																				
毎年 2 月 1 日から 4 月30日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間																																				
毎年 3 月 1 日から 5 月31日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間																																				
毎年 4 月 1 日から 6 月30日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間																																				
毎年 5 月 1 日から 7 月31日までの期間	その年の 9 月の検針日から10月の検針日の前日までの期間																																				
毎年 6 月 1 日から 8 月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間																																				
毎年 7 月 1 日から 9 月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間																																				
毎年 8 月 1 日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間																																				

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 9 月 1 日実施）			電気最終保障供給約款（新） （2023 年 4 月 1 日実施予定）							
	毎年 9 月 1 日から11月30日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間		毎年 9 月 1 日から11月30日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間					
	毎年10月 1 日から12月31日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間		毎年10月 1 日から12月31日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間					
	毎年11月 1 日から翌年の 1 月31日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間		毎年11月 1 日から翌年の 1 月31日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間					
	毎年12月 1 日から翌年の 2 月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月29日までの期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間		毎年12月 1 日から翌年の 2 月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月29日までの期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間					
（ロ） 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、（ハ）の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、（イ）に準ずるものいたします。この場合、（イ）にいう検針日は、計量日いたします。 （ハ） 検針日が毎月初日のお客さま （当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。） については、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、（イ）に準ずるものいたします。この場合、（イ）にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日いたします。										
二 燃料費調整額 燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に ロ によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。 （2） 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。										
<table><tr><td rowspan="2">1 キロワット 時 に つ き</td><td>高圧で供給を受ける場合</td><td>22銭3厘</td></tr><tr><td>特別高圧で供給を受ける場合</td><td>22銭0厘</td></tr></table>						1 キロワット 時 に つ き	高圧で供給を受ける場合	22銭3厘	特別高圧で供給を受ける場合	22銭0厘
1 キロワット 時 に つ き	高圧で供給を受ける場合	22銭3厘								
	特別高圧で供給を受ける場合	22銭0厘								
（3） <u>卸市場単価</u> <u>卸市場単価は、次の算式によって算定された値といたします。</u> <u>なお、卸市場単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</u>										
<u>卸市場単価 = (燃料費調整単価算定用平均市場価格－19 円 37 銭) × （4）の卸市場率</u>										
（4） <u>卸市場率</u> <u>卸市場率は、次のとおりといたします。</u>										
<table><tr><td>高圧で供給を受ける場合</td><td>10.3パーセント</td></tr><tr><td>特別高圧で供給を受ける場合</td><td>10.1パーセント</td></tr></table>						高圧で供給を受ける場合	10.3パーセント	特別高圧で供給を受ける場合	10.1パーセント	
高圧で供給を受ける場合	10.3パーセント									
特別高圧で供給を受ける場合	10.1パーセント									

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 9 月 1 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2023 年 4 月 1 日実施予定）
(3) 燃料費調整単価等のお知らせ 当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。	<u>(5)</u> 燃料費調整単価等のお知らせ 当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格、<u>(1)ロの各平均燃料価格算定期間における燃料費調整単価算定用平均市場価格</u>および(1)<u>ハ</u>によって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。
4 市場価格調整 (1) 市場価格調整額の算定 イ 平均市場価格 1 キロワット時あたりの平均市場価格は、翌日取引を行なうための卸電力取引市場における各平均市場価格算定期間の商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）ごとの売買取引における価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）の合計を、各平均市場価格算定期間における商品の数により除した額といたします。 なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 ロ 損失率 託送供給等約款33（損失率）に定める値といたします。 ハ 託送料金率 (イ) 高圧で電気の供給を受ける場合 託送供給等約款20（接続送電サービス）（3）ロ（イ）e（b）に定める料金率といたします。 (ロ) 特別高圧で電気の供給を受ける場合 託送供給等約款20（接続送電サービス）（3）ハ（イ）e（b）に定める料金率といたします。 ニ 補正後平均市場価格 1 キロワット時あたりの補正後平均市場価格は、次の算式によって算定された値といたします。 なお、補正後平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 補正後平均市場価格 = イによって算定された平均市場価格（消費税等相当額を加えたものといたします。） $\times \frac{1}{1 - \text{ロの損失率}}$ + ハの託送料金率 ホ 市場価格調整単価 市場価格調整単価は、次によって算定された値といたします。 (イ) 1 キロワット時あたりの平均市場価格が 3 円52銭を下回る場合 市場価格調整単価は、次のとおりといたします。	<u>3</u> 市場価格調整 (1) 市場価格調整額の算定 イ 平均市場価格 1 キロワット時あたりの平均市場価格は、<u>各平均市場価格算定期間における約定単価</u>の合計を、各平均市場価格算定期間における商品の数により除した額といたします。 なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 ロ 損失率 <u>当社の</u>託送約款<u>等</u>に定める値といたします。 ハ 託送料金率 (イ) 高圧で電気の供給を受ける場合 <u>当社の</u>託送約款<u>等</u>に定める<u>高圧標準接続送電サービスの電力量</u>料金率といたします。 (ロ) 特別高圧で電気の供給を受ける場合 <u>当社の</u>託送約款<u>等</u>に定める<u>特別高圧標準接続送電サービスの電力量</u>料金率といたします。 ニ 補正後平均市場価格 1 キロワット時あたりの補正後平均市場価格は、次の算式によって算定された値といたします。 なお、補正後平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 補正後平均市場価格 = イによって算定された平均市場価格（消費税等相当額を加えたものといたします。） $\times \frac{1}{1 - \text{ロの損失率}}$ + ハの託送料金率 ホ 市場価格調整単価 市場価格調整単価は、次によって算定された値といたします。 (イ) 1 キロワット時あたりの平均市場価格が 3 円52銭を下回る場合 市場価格調整単価は、次のとおりといたします。

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 9 月 1 日実施）				電気最終保障供給約款（新） （2023 年 4 月 1 日実施予定）			
a 最終保障電力 A				a 最終保障電力 A			
		夏季料金	その他季料金			夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2円59銭	2円34銭	1 キロワット時につき	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2円63銭	2円38銭
	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	2円35銭	2円12銭		標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	2円35銭	2円12銭
	標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	2円31銭	2円10銭		標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	2円31銭	2円10銭
b 最終保障電力 B				b 最終保障電力 B			
		夏季料金	その他季料金			夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2円36銭	2円14銭	1 キロワット時につき	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2円40銭	2円18銭
	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	2円25銭	2円04銭		標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	2円25銭	2円04銭
	標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	2円21銭	2円02銭		標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	2円21銭	2円02銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	2円17銭	1円96銭		標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	2円17銭	1円96銭
(ロ) 1キロワット時あたりの平均市場価格が3円52銭以上となり、かつ、1キロワット時あたりの補正後平均市場価格が(2)の調整基準単価以下となる場合 市場価格調整単価は、零といたします。				(ロ) 1キロワット時あたりの平均市場価格が3円52銭以上となり、かつ、1キロワット時あたりの補正後平均市場価格が(2)の調整基準単価以下となる場合 市場価格調整単価は、零といたします。			
(ハ) 1キロワット時あたりの補正後平均市場価格が(2)の調整基準単価を上回る場合 市場価格調整単価は、補正後平均市場価格から(2)の調整基準単価を差し引いた値といたします。				(ハ) 1キロワット時あたりの補正後平均市場価格が(2)の調整基準単価を上回る場合 市場価格調整単価は、補正後平均市場価格から(2)の調整基準単価を差し引いた値といたします。			
ヘ 市場価格調整単価の適用 各平均市場価格算定期間の補正後平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。				ヘ 市場価格調整単価の適用 各平均市場価格算定期間の補正後平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。			
(イ) 各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。				(イ) 各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。			
平均市場価格算定期間		市場価格調整単価適用期間		平均市場価格算定期間		市場価格調整単価適用期間	
毎年1月21日から2月20日までの期間		その年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間		毎年1月21日から2月20日までの期間		その年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間	
毎年2月21日から3月20日までの期間		その年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間		毎年2月21日から3月20日までの期間		その年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間	
毎年3月21日から4月20日までの期間		その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間		毎年3月21日から4月20日までの期間		その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間	

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 9 月 1 日実施）			電気最終保障供給約款（新） （2023 年 4 月 1 日実施予定）		
	毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間		毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
	毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間		毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
	毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間		毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
	毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間		毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
	毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間		毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
	毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間		毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
	毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間		毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
	毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間		毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
	毎年 12 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間		毎年 12 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
（ロ）記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、（ハ）の場合を除き、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、（イ）に準ずるものいたします。この場合、（イ）にいう検針日は、計量日といたします。 （ハ） 検針日が毎月初日のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）については、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、（イ）に準ずるものいたします。この場合、（イ）にいう各月の検針日は、その月の初日といたします。 ト 市場価格調整額 市場価格調整額は、その 1 月の使用電力量にホによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。 （2） 調整基準単価 調整基準単価は、16（最終保障電力 A）（4）ロまたは 17（最終保障電力 B）（4）ロに定める料金率（夏季に使用された電気に係る市場価格調整単価に適用する場合は、夏季料金とし、その他季に使用された電気に係る市場価格調整単価に適用する場合は、その他季料金といたします。）に別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ロによって算定された燃料費調整単価を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ロによって算定された燃料費調整単価を加えたものいたします。 （3） 市場価格調整単価のお知らせ 当社は、（1）ホによって算定された市場価格調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。			（ロ）当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、（ハ）の場合を除き、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、（イ）に準ずるものいたします。この場合、（イ）にいう検針日は、計量日といたします。 （ハ） <u>契約種別ごとの契約電力が 500 キロワット以上のお客さままたは特別高圧で供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、</u> 検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、（イ）に準ずるものいたします。この場合、（イ）にいう各月の検針日は、その月の初日といたします。 ト 市場価格調整額 市場価格調整額は、その 1 月の使用電力量にホによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。 （2） 調整基準単価 調整基準単価は、16（最終保障電力 A）（4）ロまたは 17（最終保障電力 B）（4）ロに定める料金率（夏季に使用された電気に係る市場価格調整単価に適用する場合は、夏季料金とし、その他季に使用された電気に係る市場価格調整単価に適用する場合は、その他季料金といたします。）に別表 2（燃料費調整）（1）<u>ハ</u>によって算定された燃料費調整単価が<u>負の値となる</u>場合は、別表 2（燃料費調整）（1）<u>ハ</u>によって算定された燃料費調整単価の絶対値を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）（1）<u>ハ</u>によって算定された燃料費調整単価の絶対値を加えたものいたします。 （3） 市場価格調整単価のお知らせ 当社は、（1）ホによって算定された市場価格調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。		

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 9 月 1 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2023 年 4 月 1 日実施予定）
4 平均力率の算定式 平均力率の算定式は、次のとおりといたします。ただし、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85パーセントとみなします。 $\text{平均力率} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100 (\text{パーセント})$ なお、有効電力量および無効電力量の計量は、22（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。この場合の有効電力量および無効電力量の単位は、それぞれキロワット時、キロバール時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。 また、平均力率の算定において、$\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}$ の計算によってえた値については、小数点以下第1位で四捨五入することにより小数点以下の端数を処理するものといたします。	（削 除）
5 使用電力量等の協定 使用電力量または最大需要電力を協議によって定める場合の基準は、次によります。 (1) 使用電力量の協定 原則として次のいずれかの値といたします。 イ 過去の使用電力量による場合 次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。 (イ) 前月または前年同月の使用電力量による場合 $\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$ (ロ) 前3月間の使用電力量による場合 $\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$ ロ 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合 使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間に乗じてえた値を合計した値といたします。 ハ 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。	（削 除）

電気最終保障供給約款（旧） （2022 年 9 月 1 日実施）	電気最終保障供給約款（新） （2023 年 4 月 1 日実施予定）
取替後の計量器によって計量された使用電力量 $\times$ 協定の対象となる期間の日数 取替後の計量器によって計量された期間の日数 ニ 参考のために取り付けた計量器の計量による場合 参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。 なお、この場合の計量器の取付けは、54（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。 ホ お客さまの電力量の記録による場合 お客さまの電力量の記録によることが適当と認められる場合には、お客さまが記録された電力量といたします。 ヘ 公差をこえる誤差により修正する場合 計 量 電 力 量 100パーセント +（±誤差率） なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。 （イ） お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月 （ロ） 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月 （2） 最大需要電力の協定 （1）に準ずるものといたします。	

以 上

3 料金の算出の根拠

料金の算出の根拠

最終保障供給料金における料金率は、最終保障供給約款による電気の供給が臨時的性格を有することを考慮し、当社の供給区域内で高圧または特別高圧で電気の供給を受ける場合の標準的な臨時料金メニューであるみなし小売電気事業者（中部電力ミライズ株式会社）の基本契約要綱に定める臨時電力の料金率相当といたしました。